

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

第5日目

令和元年9月26日

○出席委員

委員長	浜口 一利	副委員長	中世古 泉
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	瀬崎 伸一	委員	片岡 直博
委員	奥村 敦	委員	河村 孝
委員	山本 哲也	委員	戸上 健
委員	坂倉 広子	委員	坂倉 紀男
委員	世古 安秀		
議長	木下 順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・立花副市長 ・小竹教育長
- ・山下企画財政課長、高浪副参事、北村補佐、中村係長、重見係長、家田主査
- ・中村総務課長、平賀副参事、中村補佐、岡田室長、寺田係長、榊原副室長
- ・山下市民課長、野村補佐、上村補佐、寺田係長、片岡係員
- ・中井健康福祉課長、岡本副参事、吉川補佐、河原室長、東川係長
- ・榎農水商工課長、村山補佐、横田係長
- ・中山建設課長、吉川補佐、山田室長、鳥羽副室長、中西係長
- ・山本教委総務課長、寺本補佐、永野係長
- ・岩本学校教育課長、武中補佐、橋本係長
- ・岩井生涯学習課長、田畑補佐、豊田係長
- ・前田消防長、鳥谷尾次長、家田消防署長、勢力消防総務室長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 議事総務係長	木田 崇
---------------	------

(午前 9時58分 開議)

○浜口一利委員長 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会を再開します。

昨日までは決算認定に係る審査でしたが、本日審査をします議案は、議案第27号、令和元年度鳥羽市一般会計補正予算(第7号)、議案第28号、令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の2件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

歳入における国や県の支出金については、各事業・取り組みによる支出が伴いますので、歳出の部で質疑を行ってください。質疑については、関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように進行についてご協力ください。

それでは、審査に入ります。

議案第27号、令和元年度鳥羽市一般会計補正予算(第7号)の概要と歳入、第3表地方債補正について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 副市長の立花です。よろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第27号、令和元年度鳥羽市一般会計補正予算(第7号)につきましては、歳入歳出ともそれぞれ1億5,936万9,000円を追加し、補正後の総額を116億6,910万円とするものです。

歳入予算につきましては、地方交付税は783万3,000円の増額、国庫支出金は128万6,000円の増額、県支出金は145万円の増額、繰入金は41万円の増額、繰越金は1億2,975万3,000円の増額、諸収入は63万7,000円の増額、市債は1,800万円を計上しております。

歳出予算につきましては、総務費は1億3,303万円の増額、民生費は120万1,000円の増額、衛生費は35万円の増額、農林水産業費は70万円の増額、観光商工費は100万円の増額、土木費は2,126万2,000円の増額、消防費は104万1,000円の増額、教育費は78万5,000円の増額を計上しております。

また、債務負担行為補正につきましては、中央共同調理場調理業務の期間と限度額を定めるほか、地方債補正につきましては、地方道路等整備事業に対しその限度額を変更するものです。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

議案第28号、令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出ともそれぞれ2,835万円を追加し、補正後の総額を29億7,735万円とするものです。

詳細につきましては、各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようお願いいたします。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 企画財政課の山下です。よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算(第7号)の歳入についてご説明を申し上げます。

補正予算書の10ページから13ページをお願いします。

歳入、10款地方交付税、1項地方交付税でございます。目1地方交付税では、本補正で必要となる一般財源を財源調整として普通交付税783万3,000円を増額するものです。

続きまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。目2民生費国庫補助金では、児童福祉費総務一般管理経費及び児童扶養手当事業等で、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給及び当該事務に係るものについて母子家庭等対策総合支援事業費補助金78万6,000円を増額するものです。

次に、目5観光商工費国庫補助金では、地域就業促進事業で、市内及び移住起業者を対象に空き家等改修整備事業に係るものについて地方創生推進交付金50万円を増額するものです。

続きまして、15款県支出金、2項県補助金でございます。目1の総務費県補助では、鳥羽への移住・定住応援事業で、地方創生推進交付金制度を活用し、東京圏から本市に移住して就業、定着する者に対する移住支援事業補助金75万円を増額するものです。

次に、目4農林水産業費県補助金では、農業基盤整備事業で、ため池浸水想定区域図作成業務に係るものについて、団体営ため池等整備事業費補助金70万円を増額するものです。

続きまして、18款繰入金、1項基金繰入金でございます。目3ふるさと創生基金繰入金では、博物館運営事業で、ガバメントクラウドファンディングにより募った寄附金を活用し、海女文化の情報発信に係る事業の財源としてふるさと創生基金から繰入金41万円を増額するものです。

続きまして、19款繰越金、1項繰越金でございます。目1の繰越金では、平成30年度決算剰余金の処分として1億2,975万3,000円を増額するものです。

続きまして、20款諸収入、4項雑入でございます。目1の雑入では、消防団災害防備対策経費で、防火服等の防火着配備に係るものとして、消防団員安全装備品整備事業助成金63万7,000円を増額するものです。

続きまして、21款市債、1項市債でございます。目1の土木債では、河内ダム関連道路整備事業で、工事用道路の用地購入等に係る市債として、地方道路等整備事業債1,800万円を増額するものです。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、地方債の補正につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いします。

第3表地方債補正の変更でございます。

地方道路等整備事業の限度額を8,420万円から1億220万円に変更するものです。起債の方法、利率等につきましては変更ございません。

以上で地方債補正の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、歳入について質疑はございませんか。

(「委員長、一つお尋ねなんですけれども」の声あり)

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 予算書4ページ、第2表債務負担行為補正、中央共同調理場業務。

○浜口一利委員長 説明はなかったけれども、今。

(「歳出です」の声あり)

○戸上 健委員 これは歳出のときという……

○浜口一利委員長 補正第7号のことで出ていますもので、そのときをお願いします。

○戸上 健委員 わかりました。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出の審査に入ります。

初めに、2款総務費から4款衛生費について担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課長、中村です。よろしく申し上げます。

補正予算書は14、15ページの一番上になります。それから、補正予算の概要は4ページの一番上をごらんください。

項1総務管理費、目1財産管理費ですけれども、入札契約事務事業で86万9,000円を計上しております。内容は、専門的な知識が要求される大規模な建築工事の検査業務について、技術支援を得るために必要な経費を補正をお願いしております。まず、市民体育館出来高検査が2件、水産研究所出来高検査1件、完成検査が1件、消防庁舎出来高検査が1件、主な経費としましては、建築工事検査業務としまして17万3,800円掛ける5件分ということで86万9,000円を計上しております。

少し補足をさせていただきます。中部4県の公共工事発注者が公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法と言いますが、これに基づきまして品質確保に関する推進協議会を組織しておりまして、同協議会において認定された支援機関であります、三重県建設技術センターへ技術支援をお願いする予定となっております。

以上でございます。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 続きまして、企画財政課の山下です。

同じく概要の4ページ中段の積立金基金でございます。

すみませんけれども、1カ所訂正をお願いします。

4行目の主な経費のところに、財政調整基金積立金1億2,677万円と記述をしておりますけれども、正しくは1億2,670万円です。7万円多い金額になっていますので、すみませんけれども、大変失礼をいた

しました。

○浜口一利委員長 7を消してください。

○山下企画財政課長 それでは、説明を再開します。

○浜口一利委員長 続けてください。

○山下企画財政課長 財政調整基金積立金として1億2,670万円を計上しております。地方財政法第7条の規定に基づく前年度決算剰余金の処分について、実質収支から都市計画事業基金積立金を控除した後の剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上です。

○浜口一利委員長 建設課長。

○中山建設課長 おはようございます。建設課長の中山です。よろしくお願いします。

補正予算の概要の4ページ、先ほどの下になります。予算書も同じく14、15ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、目5財産管理費の事業区分3基金積立金で、都市計画事業基金について、平成30年度の都市計画税の収入額から、同年度における事業及び事業に係る市債の元利償還に充当した額を差し引いた残額が当初の見込みより増額となったことから、差額305万3,000円を基金積立金として増額補正をいたします。

以上でございます。

○浜口一利委員長 平賀防災副参事。

○平賀副参事 総務課、平賀です。よろしくお願いします。

概要のほう5ページになります。

目13防災対策費です。事業区分1、防災対策事業の防災情報提供推進事業では、同報系防災行政無線におきまして7月に保守点検を行いましたところ、不具合箇所が判明したことから、必要な修繕を行うための経費として96万2,000円の補正をお願いするものです。

以上です。

○浜口一利委員長 高浪副参事。

○高浪副参事 企画財政課、高浪です。よろしくお願いいたします。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、目14地域振興費、鳥羽への移住・定住応援事業で100万円の増額補正をお願いするものでございます。東京圏への一極集中及び地方の担い手不足対策の一環としまして、三重県と県内21の市町がともに地方創生推進交付金を活用しまして、東京圏から移住し、就業、定着しようとする方に対しまして1世帯最大100万円の補助金を交付する東京圏移住就業支援事業でございます。

鳥羽市への移住前に、東京23区に連続して5年以上在住している方または東京圏在住で5年以上にわたって東京23区に通勤している方が対象となります。その該当者が三重県が開設するマッチングサイトに掲載された対象企業へ就職をし、鳥羽市への転入後3カ月以上1年以内に補助申請することが補助金支出の条件となっております。

マッチングサイトに掲載される対象企業は、資本金10億円未満の企業で、本社が東京圏以外の地域にありかつ三重県が定める労働力不足が深刻な業種に該当をし、職場が三重県内にあることなどが要件となっております。

ます。条件を満たす対象企業は三重県が開設するマッチングサイトへ登録申請をすることになっており、本年の12月ごろからマッチングサイトの運用が開始される予定でございます。

このマッチングサイトを通しまして就職をし、その後3カ月経過した時点でこの支援事業の補助申請をしていただくこととなりますので、今回の移住予定人数を1人としまして、補助金1件分の100万円の補正をお願いするものでございます。なお、三重県の移住支援事業補助金として、県支出金75万円を主な財源としております。

以上でございます。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 市民課、山下です。よろしく申し上げます。

目17コミュニティセンター費でございます。コミュニティセンター運営管理経費で8万3,000円の増額をお願いするものでございます。桃取コミュニティセンターの浄化槽に設置されている放流ポンプ2台のうち親機1台が本年6月に故障したため、修繕に係る費用の補正をお願いするものでございます。

続きまして、概要のほう6ページをごらんください。

項3戸籍住民登録費、目2住民基本台帳費で、住民基本台帳事務費で36万3,000円の増額でございます。本年11月から住民票等へ旧姓の併記が可能になる法令改正が行われることにより、印鑑証明書においても同様の取り扱いとするため、そしてLGBTの方への配慮といたしまして印鑑証明書の男女別を削除するため、印鑑証明発行システムの改修費の補正をお願いするものでございます。

なお、この件についての条例改正については、17日の総務民生常任委員会で議案第20号にて説明をさせていただきます。

以上でございます。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 民生費よろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 いいです、続けてください。

○岡本副参事 続きまして、民生費の説明に入らせていただきます。

健康福祉課、岡本です。よろしく申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、本年10月1日から消費税率が引き上げとなる状況の中、子供の貧困に対応することを目的に、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対しまして臨時・特別給付金が支給されることとなったことから、必要となる費用を増額補正させていただくものです。

それでは、予算書は14ページ、15ページ、補正予算の概要は6ページをお願いします。6ページの上から2番目となりますので、よろしく申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費、目1児童福祉総務費、事業区分1の児童福祉給与等管理費の児童福祉一般職員給与費で20万円を、次の3番目なんですけれども、目1児童福祉総務費、事業区分1、児童福祉給与等管理費の児童福祉総務一般管理経費で4万6,000円をそれぞれ財源更正しております。これは今回の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の事務に係る経費が、国庫支出金であります母子家庭等対策総合支援事業費補助金により措置されることになったため、対象経費を精査いたしまして、既決予算に対しまし

て財源更正を行いました。

次に、一番下の目1児童措置費、事業区分2、児童扶養手当事業の児童扶養手当事業ですけれども、負担金補助及び交付金といたしまして未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金35万円を増額補正するほか、児童扶養手当システムの改修に係る経費の一部が国庫支出金で措置されることとなったことから、既決予算に対しまして財源更正を行っております。

今回の特別給付金につきましては1件当たり1万7,500円の給付でありまして、対象は20件分の35万円を見込んでおります。また、支給時期は令和2年1月を予定しております。

続きまして、予算書は16ページ、17ページ、補正予算の概要は7ページの一番上をごらんください。

目3児童福祉施設費、事業区分1、保育所運営給与等管理費の保育所運営事業でありますけれども、船津保育所の敷地内にちょっとイノシシなどのけものが侵入した形跡が多く見受けられることから、児童の安全確保と衛生管理を徹底するため、動物の侵入を防ぐフェンスの設置に係る費用としまして85万1,000円を増額補正させていただいております。

以上、民生費に係る補正予算の説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 衛生費も。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課、中井です。よろしく申し上げます。

続きまして、衛生費の説明に入らせていただきます。

予算書は同じく16ページ、17ページ、補正予算の概要も同じく7ページです。上から2番目となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、事業区分1、保健事業の健康づくり支援事業でございます。今回の補正予算につきましては、人工透析の原因となります糖尿病腎症の重症化を防ぐことを目的に、保健指導の対象やリスクの高い方々を抽出する業務に係るものでして、糖尿病患者の検査データの収集やデータの解析など志摩医師会に委託する費用といたしまして35万円を増額補正しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○浜口一利委員長 ただいま衛生費まで担当課長の説明は終わりました。

まず、2款総務費についてご質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。総務費についてお願いします。

山本委員。

○山本哲也委員 5ページの鳥羽への移住・定住応援事業なんですけれども、これ県が運営するマッチングサイトの企業に就職された方に対して鳥羽で移住したらという格好やと思いますけれども、市内の企業さんへはどのような案内をかける感じになりますか、またその対象となる業種が出てくるかと思うんですけれども、その業種の説明と市内の掲載企業の見込みとかどんな感じになるのでしょうか。

○浜口一利委員長 家田主査。

○家田主査 企画財政課、家田です。よろしくお願いいたします。

マッチングサイトへの掲載企業なんですけれども、現在、県のページにホームページでの募集はかけているんですけれども、まだ市内の業者への案内はこちらからはしていないんですけれども、これからホームページ、

あと広報とば等を通じてしていきたいと思っております。

企業なんですけれども、担い手不足を解消するという事で中小企業等対象となっておりますので、官公庁は対象にはならないんですけれども、市内の主な企業は対象となってくると思われますので、そこら辺もちょっとこちらのほうで検討させていただいて、ご案内はさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 県が定める労働力不足が深刻な業種に該当しということが何か要件になつとるので、どういったところなかなかというところで聞かせてもらいました。

これ東京圏に絞ってという格好で何か国と県のあれもあるんでしょうけれども、どうなかなかというところはあるんですけれども、一人でも多くの方が移住してくれるのであればというところで市も4分の1負担しようやないかっちゃうこと、ちょっと調べたら9月9日に県のほうからもホームページで発表があつて、鳥羽市もその中に入つると格好なんですけれども、何もなしに先にフレーミングでスタートしてしまつとるような気はするんですけれども、その辺の悪いことじゃないので、別に構へんかなとは思うんですけれども、議会も何も承認も何もないうまま、県のホームページに鳥羽市もやりますゆう格好で載つてしもうとるのもいかなものなかなというようなところは、その辺県との調整とかはほかの市もそうなんかもしれないんですけれども、やる前提でこうやって載つてしまうことというのはちょっとどうかなというところは、これ県のあれかもしれませんけれども、その辺は。

○浜口一利委員長 そのあたりについて、重見係長。

○重見係長 移住・定住係の重見です。よろしく申し上げます。

三重県のこの予算計上も当初予算ではなくて6月補正予算でした。そのタイミングを受けて、県のほうとしても推進したいということで市町のほうでも検討してこの9月補正になっているんですけれども、確かに県のほうから主導的に進めていただかないと成立しない事業ということもあつて、少し鳥羽市議会のほうには周知が遅くなつたんですけれども、順序としてはそういった形でやってきた経緯があります。

以上です。

○浜口一利委員長 山本委員、よろしいですか。

○山本哲也委員 その辺はあれかなと思いますけれども、やらへんところも出てきとるみたいなので、その辺は足並みそろえてほしいなというところあるんですけれども、しっかりその企業さんへの周知のほうはぜひぜひこちら側からアプローチをしっかりかけていただきたいなということをお願いしておきます。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

関連で。

○河村 孝委員 県が主体となってやる事業、三重県の総合戦略の一環としてやる事業ということで、なかなか縛られた中で市としても柔軟性な対応がしにくいようなことではあるとは思うんですけれども、100万円今回補正を上げるということは、ほぼほぼ上限2人以上が1世帯来ればもうそれで終わりという形にはなると思うんですけれども、それが対象者が2世帯3世帯にふえたときの対応は県とはどのように話ししているんでしょうか。

○浜口一利委員長 家田主査。

○家田主査 企画財政課、家田です。

今回は1世帯と上げさせていただいたのは、マッチングサイトを構築するのが12月ごろということでそれからの就職になります。就職してから3カ月たつということで、2月か3月ぐらいの申請が多いということで、今年度につきましては1世帯100万円上げさせていただいたんですけども、次年度につきましてはまたこれから県と協議をしていきたいと思っておりますので、以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 もしそういう対象者がいて、1年以内に申請すればできるということなので、申請があり次第、県と調整するという考え方でよろしいんですか。

○浜口一利委員長 家田主査。

○家田主査 そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○河村 孝委員 了解しました。

○浜口一利委員長 この件については、関連はございませんか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 5ページの防災情報提供推進事業について、すみません、防災行政無線は非常に大事なところ、これがないと非常に困ると思うんですけども、今回この不具合が起こった箇所、どこでどんなものが起こったかちょっと教えていただけますでしょうか。

○浜口一利委員長 平賀副参事。

○平賀副参事 桃取町のアンプの故障が1件と、あと松尾と池上と今浦のほうでバッテリーの容量不足ということになっています。桃取については代替機で今ところ対応させてもらってとるんですが、それと松尾、池上、今浦につきましては所要電源のほうで稼働しとるんですが、バッテリーの容量不足ということで、本来ですと停電時36時間もつようなバッテリー必要なんですが、今、数時間しかもたへんような状況ということなんです、すぐには放送できないというような状況ではありませんので、予算つき次第、こちらのほう変えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

バッテリーのことなので、今回書いていただいてあるように保守点検の結果でわかったということなので、ほかでも起こり得ることもあると思いますので、点検のほうはしっかりとお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 7ページ上段、保育所運営事業、イノシシのフェンスの件なんですけれども……

(何事か発言するものあり)

○河村 孝委員 7ページ上段はええんやね。

○浜口一利委員長 いや、今、総務費やもので、次に民生費を質疑受けたいと思います。

○河村 孝委員 失礼いたしました。

○浜口一利委員長 総務費の中で。

戸上委員。

○戸上 健委員 1件お伺いします。基金積立金財調についてお伺いいたします。

1億2,670万円新たに積み立てるんですけども、これは30年決算、きのうまで審議していましたが、あの中に含まれるのでしょうか。また新たにきょう決めればプラスということになるのでしょうか。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 きょうさらにオンするということです。

○戸上 健委員 プラス。

○山下企画財政課長 そういうことです。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 30年決算の財調は5億7,000万円ぐらいだったというふうに思うんです。そうすると、1億2,000万円これで新たに積み立てるということになりますと、7億円ということになります、財調が。一応財調のめどとして総務省が示しておるのは、標準財政規模の10%から20%というラインです。7億円に到達しますと、その標準財政規模の10%20%というラインをどの程度到達するのでしょうか。10%ラインに到達するというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 まず、30年度末の残高は先ほどの5億7,000万円でしたけれども、今年度はこの1億2,600万円積みまますけれども、予算ベースで取り崩し額がありますので、その取り崩し額は現在は1億7,800万円です。

今回の積み立てと取り崩しをしますと、予算ベースでいきますと5億2,000万円ぐらいに今のところの流れになっております。今年度末の残高見込みとしまして、9月補正が認められたら大体5億2,500万円ぐらいが残高になります。

それと、先ほどのどれぐらいというか、標準財政規模に係るものですけども、鳥羽市の場合ですと六十四、五億円がなっていますので、10%で6億5,000万円になります。この数字は29年度の決算委員会のときも戸上委員と少し話がありましたけれども、そのときに私のほうは10億円か12億円ぐらい目指したいという話をしました。

それで、ことし大阪のほうへうちの職員が8月の盆に研修に行きまして、それで門真市ですけども、そこで市長さんが、市議員さんから市長になった方ですけども、いろいろとやっておられて、門真市の場合一旦いろいろと調査をされまして標準財政規模の15%ぐらいを一つ積んでいきたいということで考えていますので、うちの場合はまだ調査していませんけれども、できたらどのタイミングかでは、鳥羽市の一旦目指す

財調の基金残高を15%ということをお話をしたいなというふうに考えておりました。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 以上です。了解です。

○浜口一利委員長 足りないそうです。

○戸上 健委員 もう少しですね。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 この件については、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、質疑もないようですので、次に3款民生費について質疑はございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 失礼しました。

保育所運営事業についてお聞きします。こういった類いのもの、子供たちの安全にかかわるものというのはすぐやるべきだと思うんです。何かあってからでは遅いわけなので、これが議会通過したら、いつまでにやるというようなことを考えてみえますか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 議決いただいたらすぐに契約とか着手して、1カ月以内には何とか完成をさせてあげたいと考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 私個人的には、こういう子供たちの安全にかかわることというのは、専決ですぐにでもやるべきではないのかなというふうには思うんだけど、丁寧にこういうふうに上げてきてもらってそれはそれで仕方ないと思うので、スピード感を持って一日も早く設置できるようにしてあげてほしいなというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 関連でお願いします。

○浜口一利委員長 どうぞ。

○濱口正久委員 イノシシ、今、河村委員おっしゃったように、すぐにおりは設置していただきたいと思うんですけども……

○浜口一利委員長 フェンスや。

○濱口正久委員 フェンス、保育所の周辺区域のところの安全は保てるのかということも出てくると思うんですが、保育所の中と思うんですけども、出入りのときとか通所のときにそのところもしっかりと保てるのかどう

なのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども、ごめんなさい……

そうです。

○浜口一利委員長 通園途中の安全性ということやな。

○濱口正久委員 そうです。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 今回の船津保育所のフェンスの設置に関しましては、あくまで園庭の一部、民地と接した部分がありまして、その山から園庭に入っているという可能性があるのですが、そのフェンスを設置をするということで、通園とかそういうのはとりあえず安全は確保できているのかなというふうには思っております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 わかりました。もう既にそのところから今お話聞かせていただいたところを直すということです。

船津以外のところで、ほかでそういう事例というのは危険箇所とかあるとかと点検はされましたでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 もちろん遊具の点検というのはまた別に毎年させていただいて、緊急性の高いものから修繕のほうへ着手していますけれども、動物に関しまして通報を受けたりある中で、こちらの庁内でも農林水産と連携したりそういうのをして、何とか対処のほうをしているというふうには考えています。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 河村委員もおっしゃったように、ほかでもそういう事例がもし発生した場合は直ちに対応していただきたいなというふうに思います。子供たちの安心安全がなるように最優先されるべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、質疑もないようですので、次に4款衛生費について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、5款農林水産費から6款観光商工費を審査します。

担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 農水商工課の榎です。よろしく申し上げます。

予算説明資料は7ページの下段をお願いします。補正予算書は16ページ、17ページになります。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農地費です。事業区分1の農地管理経費について、農業基盤整備事業ですけれども、国は、本年7月に、農業用ため池のうち防災に重点を置く必要のある防災重点ため池について浸水区域想定図を作成する考えを示し、それを公表することを進めることとしています。そのため、国の示す防災重点ため池として対象となる8カ所のため池から、本年度は5カ所のため池浸水想定区域図の作成業務を実施するための費用70万円を補正計上するものです。また、次年度には残りの3カ所についても作成業務を進める予定です。

この事業の財源といたしましては、団体営ため池等整備事業費補助金として全額国費が県を通じて交付されます。

続きまして、補正予算説明資料8ページの上段をお願いします。補正予算書は同ページになります。

款6観光商工費、項2商工費、目2商工振興費です。事業区分7、移住・定住促進事業の地域就業促進事業について、市内の起業者や移住しての起業者を対象に、空き家等を改修して起業するための整備費用を補助する地域就業促進事業予算につきまして、約2件分の補助金100万円の増額補正をお願いするものでございます。

当初予算で100万円を計上しておりましたが、今年度前半で2件の申請があり、当初分の予算を執行しましたことから、その後の新たな申し込みに対応するための補正予算計上となります。

この補助金の財源といたしましては、国の地方創生推進交付金50万円を充当させていただく予定です。

以上が説明になります。

○浜口一利委員長 説明は終わりました。

5款農林水産業費、6款観光商工費について質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 7ページの農業基盤整備事業というため池の想定図というところをお聞きます。

市内のため池というのはちょっと文章で書いていないんですけども、市が所有しとるため池なんか個人のため池もあるんか、その辺の内容を教えてください。

○浜口一利委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 今回予定させてもらっている5カ所については、市のため池になります。残りの3カ所については個人所有、それから所有者が混在しているような形で不明となっているところもございます。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 今回のところは市の所有ということで、国が定めとるというんですけども、ため池の大きさとかため池という位置づけ、どんなものがため池なんかという規模的なことが何かあるのかどうか、お聞きます。

○浜口一利委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 農業用ため池の定義といたしましては、人工的につくられた堤体、それから取水設備で構成されて農業用水利用の貯水施設としての定義となっていますので、現在使用していないものも利用可能であれば該当するというような定義になっています。

今回のこのため池の事業におきましては、防災重点ため池としたところは浸水域等の調査をするということになっていますので、国の基準に従った形で選定をしてその調査を行うということになります。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 というと、大きさとか規模とかそういうところは何かあるんですか。

○浜口一利委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 大きさとか規模等はそれぞれ違いますけれども、この調査をするに当たって、県との協議をする中でここは防災重点ため池に該当するという国の基準に基づいて一旦設定させてもらって、現状といたしまして貯水量とか、それから使用状況であるとかそういうものも勘案しながら今後の作業を進めていくことになるということです。場合によっては、今回、防災重点ため池となっておりますけれども、調査の結果、防災重点ため池から除外される可能性もあります。余りにも小さいとか貯水量が少ないとか、そういう状況によってはということです。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 もう一点お聞きします。

そういうことに基づいて想定図を作成されるということなんですけれども、この想定図というのはどういうものか、中身教えてください。

○浜口一利委員長 村山課長補佐。

○村山課長補佐 農水商工課、村山です。よろしく申し上げます。

想定図につきましては、想定被害区域図の作成ということで、現地の踏査とか想定される被害図の作成で、それをまとめてハザードマップのほうを作成していくということになっております。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 ということは、平面的な図面を作成されるという意味でいいですか。ありがとうございます。

もう一点、お願いします。

○浜口一利委員長 続けてどうぞ。

○南川則之委員 ということで、今回は5カ所については公的な部分ということで、来年度3カ所については個人の所有のところもあるということで、公表するということも含めて個人さんの所有ため池、持ち分について公表されるということですので、説明とかそういうのは十分されているのかどうか、お聞きします。

○浜口一利委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 この業務については国のほうがマニュアルを定めておりますので、そのマニュアルに沿った形で進めさせていただくことになると思います。

もちろん個人所有のところだと、個人さんとの話し合いというのが必要になってくるというふうに認識しております。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 わかりました。来年度は個人の所有があるということで、十分協議をされて公表していただきたい。

以上です。

○浜口一利委員長 この件について、関連ございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 被害想定ですけれども、実施しなければ決壊した被害がどれだけというのはわからんのですか。

○浜口一利委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 浸水区域の想定をすることによって、まずは一旦どういう影響が及ぶかというのをこの浸水区域の図を示して知っていただくというのが先になると思います。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ちょっと高いところにため池があって、そこが決壊したら下流にどういう影響があるかちゅうのは、こんな調査せんでも大体の影響はわかるんと違うんかいな、今までわからんだんかいな。改めて調査しなきゃいかんということ、どうも僕、合点がいかんのですけれども。

○浜口一利委員長 前もこんな調査あったような気がするんやけれども、ため池調査。

○戸上 健委員 することはいいんやけれども……

(「する必要性」の声あり)

○浜口一利委員長 言い直し、そのあたり。

村山課長補佐。

○村山課長補佐 今回この調査をすることになった要因としましては、昨年、平成30年7月に西日本豪雨でため池のほうで氾濫したということで国のほうが再度基準を見直したところ、全国的には農業用ため池がそれまでは19万7,742カ所、そのうちの防災重点箇所が1万1,399カ所やったんですが、新しく再選定したところ、農業用のため池が16万6,638、防災重点ため池につきましては6万3,722ということで、以前の基準から5万2,000ほど対象箇所がふえたということで、今回国のほうが調査をするようにということで、こちらのほうに指示があったということになっております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 5カ所は市の所有のため池だということでしたけれども、市の責任がこれは今までもずっとあったわけで、もし決壊したらこれぐらいの被害を下流住民に与えるというのは当然持つってしかるべきやなかったかと思うんやけれども、それを持っていないためになかったために改めてこれ国が指示してきてやらんならんということなんですか。何かこんなずさんなことやったんかいなというふうに僕は疑問に思うんやけれども。

○浜口一利委員長 これまでに安全性についてのとかという。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 国のほうが基準を見直したことから、鳥羽のほうで今までは防災重点ため池でなかったとこ

ろが今回対象になったということです。これまでは防災重点ため池としての対象にはなっていなかったところを今回の基準でなったということです。そこを調査を国のほうが進めるということで、一旦この形で調査をさせてもらうんですけれども、状況によっては防災重点ため池の要件にまで達しないような場合もあれば、そこはちゃんと調査した上で除外していくという形で進めていきたいなというふうに考えております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 風呂の水が一気に流れても洪水になるわけやもので、どの程度のため池であったとしても、もし決壊すればどういふ影響が被害が出るということは、当然市内の全ため池について行政当局としては掌握これまでしておってしかるべきやなかったかというのが僕の意見なんです。

するということは大事なことやもので、それは別にそれに文句つけているわけではありません。

以上です。

○浜口一利委員長 国に怒ったらなあかん。

この件についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 他にございませんか、1点なんですけれども。

濱口委員。

○濱口正久委員 8ページの地域就業促進事業について、市内・移住起業者を対象に空き家等を改修して施設整備を行う補助事業の不足が見込まれることから、2件分の補助金を補正しますとありますけれども……

(「全部、移住だけじゃなくて」の声あり)

○濱口正久委員 移住だけじゃなくて。

その不足が見込まれるというのは、見込みなのか、それとももう候補が挙がっているのでしょうか。

○浜口一利委員長 横田係長。

○横田係長 商工労政係長、横田と申します。よろしく申し上げます。

今回、補正をお願いさせていただいている2件分なんですけれども、当初予算のほうで100万円、2件もう既に盛らせていただいていたんですけれども、そちらのほうの申請のほうは実は2件分来ております。その後、ほかに問い合わせ等が実はありましたので、今回このような形で2件分さらに補正予算として計上させていただいた次第でございます。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、ありがとうございます。

非常に空き家等の活用というのは議会でも話しされている大事なところですので、非常にありがたいなというふうに思っております。ぜひともこれ後押ししていただきたいなというふうに思いますので、また今後引き続きお願いします。すみません。

(「関連で」の声あり)

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 今回2件を追加されるということなんですけれども、問い合わせがあったということなんですけれども、まだ年度の途中ですので、さらにあれば12月補正とかで対応するとかそういう課としての取り組みがあるか

どうか、お聞きします。

○浜口一利委員長 横田係長。

○横田係長 課のほうとしましては、できるだけ皆さんに起業していただいて、市内の活性化等図っていききたいとは思っておりますけれども、何分予算の伴うことになってきますので、その辺は財政当局とも話しながらかける範囲でやっていきたいなと思っております。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

これ国の補助2分の1となっておりますけれども、聞きたかったのは、そういう追加があっても国からの補助が追加いただけるかどうかというのを確認したかったんですけれども、その辺はどうですか。

○浜口一利委員長 村山課長補佐。

○村山課長補佐 この補助金に関しましては地方創生推進交付金のほうを活用しておりまして、増額の要求というのはちょっとあり得ませんので、しかし、この地方創生に関しましては鳥羽びと活躍プロジェクトではほかの課もこの補助金を活用しておりますので、その辺、ほかの課の残とか不用額との関連で、もしやれるのであればということになるかなと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 わかりました。

全体的なそういう地方創生の予算の中でいろいろ検討しながら、もしさらに市内・移住起業者が対象者があれば対応してやってあげてほしいなと思います。よろしくお願いします。

(「委員長、関連で」の声あり)

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 この100万円、先ほど説明あったようにもう前半で既に2件使っていただいて、もう起業もしてもらっていると思うんです。また、すぐに担当課がこうやって対応して補正を組んできたということに関しては、私は評価したいなというふうに思います。

私もいろいろ聞かれたことがあって、この補助を受けるに当たってルールがいろいろあるかと思うんですけれども、商工がやっている起業家育成セミナーもしくは商工会議所がやっているセミナーをどちらかを受講することが条件になっていると思うんです。やっぱりこれの案内をするときにそこを先に言ってあげないと、セミナーが済んだ後にそれをやろうと思うと、また次のセミナーまで日にちがかかってしまうわけです。でも、起業しようと思う人はその計画を持ってやっていく中でその補助金に気づいた、申請しに来たけれども、セミナーを受けていないというようなことが今回私が聞いた中であったんです、1件そういうのが。それを受けていないからちょっと起業までに時間がかかるから、早く起業したいから断念したという話もあったので、その辺の告知をもう少しスムーズに行くような告知をしてあげたらなと思うんですけれども、いかがですか。

○浜口一利委員長 横田係長。

○横田係長 先ほどお話があったセミナーのほうなんですけれども、実はこの9月、広報に載せさせていただい

て、市のほうの起業家セミナーは今回この土曜日からさせていただく形になります。

たしか商工会議所さんのほうは特に期限的なものはなかったかなとは思ってはいるんですけども、その辺につきましては皆さんに一応要綱とかに載っておりますけれども、また来られた際にはわかりやすいように説明のほうをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

○河村 孝委員 はい。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時12分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

7款土木費、8款消防費を審査します。

担当課長の説明を求めます。

建設課長。

○中山建設課長 建設課です。よろしくお願ひします。

補正予算の概要の8ページをお願ひします。予算書は16ページから19ページまでです。

7款土木費、2項道路橋りょう費、目2道路新設改良費、事業区分2、河内ダム関連道路整備事業で、補正額2,126万2,000円の増額をお願ひするものです。三重県の実施する鳥羽河内ダム事業の工事用道路とあわせて行う市道改築等の事業費のうち、整備内容が確定した箇所は当初予算にてお願ひをしてありましたが、整備内容が継続協議中であつた箇所及びダム周遊線の市道用地不足分について地元調整が終わり、必要経費が確定したことからダム事業の工事の進捗を図るための費用を補正させていただきたいと思ひます。

増額する経費は市道杉ヶ瀬北山線外1線の委託料として分筆登記業務190万7,000円と道路用地取得支援業務135万4,000円、それから公有財産購入費として道路用地購入費1,774万円、補償、補填及び賠償金として立ち木補償費26万1,000円です。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○浜口一利委員長 消防長。

○前田消防長 消防本部、前田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、消防費についてご説明をいたします。

補正予算書は18ページ、19ページをお願ひいたします。補正予算の概要につきましては8ページ下段をお願ひいたします。

8款消防費、1項消防費、目1常備消防費、事業区分3、救急救助経費の救急救助業務におきまして、6月に浦村町で発生いたしました水難救助事案対応時に破損いたしました水難救助隊員の備品等の購入費に係る経費40万4,000円の増額をお願ひするものでございます。内訳につきましては、水難救助用空気ボンベ

32本の充填料15万9,000円と備品購入費でウェットスーツ1名分と水中時計3名分の24万5,000円となります。

続きまして、補正予算の概要9ページ上段をお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、目2非常備消防費、事業区分2、消防団災害防衛対策経費におきまして、火災時等に消防団員が安全に活動できるよう、消防団員等公務災害補償等共済基金による消防団員公務災害防止活動援助事業を活用いたしまして、防火衣一式10組を配備するための経費63万7,000円の増額をお願いするものでございます。

財源といたしましては、消防団員安全装備品整備事業助成金の100%充当となります。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○浜口一利委員長 説明は終わりました。

質疑を受けたいと思いますが、7款土木費について、初めに質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、質疑もないようですので、次に8款消防費について質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、消防費の9ページの消防団災害防衛対策経費について、助成金を活用して100%でいただいているということで今回10組用意していただいたわけですが、要は消防団も鳥羽市の中には第1出動、第2出動ございましてもちろん皆さんご存じだと思いますけれども、第1出動に当たる消防団は最前線に立って消防署のかわりに消火活動等々当たるかと思うんですけれども、それについて老朽化もされて順次こういう装備を整えていく必要があるかと思うんですけれども、今現在また10組用意していただいてもかなりのものやと思うんですけれども、今後、計画でどれぐらいされていくかというのはありますでしょうか。

○浜口一利委員長 消防長。

○前田消防長 ご指摘の着数なんですけれども、安全装備の新基準が変更になりまして新基準の防火衣の配備数を136着と定めまして、平成27年度から計画的に各分団へ配備を行っているところでございます。

前年度末で111着が各分団に配備済みとなっております。今年度当初予算で12着の配備を予定しております。未配備が13着ということで、今回の補正で10着ということで、あと残り予定まで3着というような状況でございます。この残りの3着は来年度の新年度予算、当初予算のほうで要求をさせていただく予定となっております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

予定ではもうほぼほぼ順次、新基準に到達しているということですので、また来年度も引き続きよろしくお

願いたいと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

10分間休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、9款教育費を審査をします。

担当課長の説明を求めます。

山本課長。

○山本教育委員会総務課長 教育委員会総務課、山本です。よろしくお願いします。

予算書18ページ、19ページ、補正予算の概要の9ページをお願いします。

9款教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。説明欄1の中学校給与等管理費37万5,000円を増額するものです。主な理由といたしましては、一部の中学校の校務用レーザープリンターが故障をしたために、現在コピー機として中学校に設置しているゼロックスの複合機をかわりのプリンターとして活用するため、その使用料を増額を計上させていただきました。

以上です。

○浜口一利委員長 岩井生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 生涯学習課、岩井です。よろしくお願いします。

概要調書9ページ、補正予算書18、19ページをお願いします。

9款教育費、5項社会教育費、7目博物館費、説明欄1の博物館管理費をお願いします。今回、補正予算として計上させていただきましたのは委託料で、海女展示物制作業務41万円をお願いするものです。これは昨年、平成30年12月18日から平成31年3月17日までの90日間、ふるさと納税の仕組みを活用して、3,000年を超える海女文化を守りたいと事業を特定した上で、ふるさとチョイスのホームページのサイトから関心のある方から寄附を募るガバメントクラウドファンディングを用いて寄附をいただきました。この金額を財源にして、今回、日本遺産として認定されました海女文化の情報発信の一つとして海女文化をPRする目的として、これまで海女の人形等を作成してきました東海水産科学協会に委託し、舟人海女の操業現場を再現した実物大の人形の作成の委託を行うものです。

昨年のガバメントクラウドファンディングによりまして、17名の方から68万5,000円の寄附をいただくことができました。その金額から寄附者への返礼品やホームページ掲載の手数料26万8,000円を差し引いた金額を昨年度の末にふるさと創生基金に積み立ててあったことから、今回この財源を活用して業務委託を行うものです。

よろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 続いて説明してください。

教育長。

○小竹教育長 次が、中央共同調理場の調理民間委託債務負担行為ということでご審議いただきます。

このたびは別段にこの時間をとっていただいたということで、大変感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

実は、先日、知り合いのほうから今度給食は弁当になるんかというふうなお問い合わせをいただいて、私のほうが、いえ、給食は今までどおりにきちっと温かいおいしい給食が届きますのでということをお願いしたんですけれども、しかしながらこのような憶測とか誤解を招いたというのは、ひとえに私の行政姿勢の甘さの結果だというふうに受けとめております。まずもって、議員の皆様、それからインターネットを通して視聴していただいております保護者の皆様、市民の皆様、それから調理現場の皆さんが非常にこの先どうなるんかとやきもきしていらっしゃるんですけれども、その調理員の皆様にもこの場をおかりして深くおわびを申し上げたいとまずもって思います。大変申しわけございませんでした。

そもそも中央共同調理場の調理業務というのは、現業職の不補充が実施されました平成15年度から、実はカウントダウンが進んでいたというふうを考えております。しかしながら、ことしになって業務の内容から考えまして、ほとんどダウン寸前になるまで最終的な結論を先送りしてきたということにつきまして、非常に遺憾に思っているところでございます。少なくとも私が就任してからの3年間というものは、調理業務の民間委託への具体的な着地点、これを見出すことができておりませんでしたので、行きつ戻りつを繰り返しながら今日を迎えてしまったということでございます。

ここまでの経緯につきましては、7月30日の全員協議会で説明させていただいたところでございますが、この際には一方的な説明に終始しておりまして、議員の皆様から質疑を受けることができておりませんでした。十分な審議を賜っていなかったということにつきましても、重ねておわびを申し上げたいと思っております。

しかしながら、最終的に教育委員会といたしましては、この調理場の運営につきましてはコンプライアンスの遵守とともに、最優先すべきところは学校給食の安全と安心、そして質であるということを改めて教育委員会内で確認したところでございます。

一番危惧したところは、まさに日々調理業務というのは多様で、しかも臨機応変な対応を迫られる現場でございます。毎日メニューが違います。全く違う業務を日々こなすという大変さがございます。その中で我々が一番大事だろうと思われたことは、調理現場内で日々そういう業務が行われていますが、現場の中で完結できる管理体制、それから危機管理の体制、これを保つ必要があるというふうに考えました。

これは正規の職員が退職するから新人の調理員を補充すればいいという、そういう人数の問題ではないというふうに考えております。調理業務の現場につきましては、管理の責任者それから施設の責任者、それから細かい味つけをする栄養について携わる者ということで、そういう役割分担した職員が調理業務の現場の中にいるということを考えております。すなわちそういう指揮命令系統または管理体制というのは、これは調理の現場につきましては重要かつ必須のものでございます。かつて正規職員が充足されていたころには、同じ調理員でありましてそれぞれの役割分担ございましてリーダー的な役割を担う者、それからちょっとした機械等の

メンテナンスは自分からできるということをしていただく方、あるいは給食の味つけにつきましてはちゃんと責任を持っていただく方というふうに暗黙のうちでそれぞれの調理員が役割分担しておたわけですが、ここに来まして1人、2人と正規の職員が減ってきております。その中でそういう今まで絶妙なバランスが保たれておりました調理現場のバランスというものが崩れつつあるということは、これ事実でございます。時には欠員の補充もままならないという状況も続いておりまして、兼務しております所長、学校教育課の補佐、今で言いますと武中補佐でございますが、彼が非常に奔走しながら業務を担っているという状態が続いております。

また、あつてはならないことですが、このままの体制が続きますと、異物の混入あるいは事故がもしも万が一起こったときにどのように対応していくかということは、非常にせっぱ詰まった一番大きな課題として我々は受けとめております。

本来でしたら、直営の業務体制にある程度ゆとりのある二、三年前からは、当然このことについてオープンかつ慎重な議論を重ねるべきところではございました。このような状況の中で、教育委員会としましては、来年度、令和2年度の4月でございますが、管理体制とか安全管理に必要なノウハウを持っている民間業者への委託が、これが現状ではベストではないかというふうに判断をいたしましたところでございます。もう今とになりましたは一刻も早く委託業務先を決定し、来年度に向けてスムーズな移行を行うとともに、保護者の皆様への説明を果たし、現場の調理員さんたちにも雇用の担保について最善を尽くしていくということで、我々は今予算委員会のほうにお願いをさせていただき次第でございます。

これより担当課長のほうで説明させていただきますので、何とぞ子供の安心安全な給食の提供の維持と継続ということを念頭にさせていただきまして、慎重なるご審議を賜りますようによろしくお願いいたします。

○**浜口一利委員長** 今の件について、教育長のほうから冒頭これまでのいろいろ話を今していただいたわけなんですけれども、私もこれについては債務負担行為、突然上がってきたような感じがしましたもので、これについてはただ今言われたように全協の中で説明はあったけれども、議員との質疑応答がなかった中で債務負担行為が上がってきたというところで、この件のときには質疑も十分、説明も行った上でというような注文をつけさせていただいたわけなんですけれども、各委員の皆様方もこの債務負担行為については質疑応答を十分した上で審査を尽くしていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、債務負担行為についての説明をお願いします。

学校教育課長。

○**岩本学校教育課長** 学校教育課の岩本です。

中央共同調理場調理業務の債務負担行為補正につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

補正予算書4ページ、第2表債務負担行為補正及び補正予算の概要10ページをごらんください。

款9教育費、項6保健体育費、目4学校給食費、事業区分1、学校給食給与等管理費のうち、学校給食運営事業（中央調理場）についてです。調理業務の民間委託について検討を行った結果、学校給食の安全安心な提供の維持が確認されたことから、今回、中央共同調理場調理業務の債務負担行為補正として、令和元年度から令和4年度までの限度額1億3,620万円の補正予算をお願いするものでございます。

本予算につきましては、通常、自治体の予算はその年度内執行ですが、例外的に複数年度にわたり支出を予

定しているものをあらかじめ予算にその内容を定めておくことをうたわれております債務負担行為として、今回お願いをさせていただくものでございます。

9月補正予算に計上するというに至った理由といたしましては、令和2年4月にスムーズに調理業務を民間委託に移行するための準備期間として約5カ月間の猶予が必要となるためでございます。10月に指名型プロポーザル方式による入札を実施し、11月には業者の決定、契約を行いたいというふうに考えております。

また、11月には業者が決定いたしましたら、業者との契約をすることにより現在、中央共同調理場で勤務する嘱託職員、臨時職員に少しでも早く継続雇用のための条件提示を行い、その継続雇用の検討を行っていただく時間の確保もできると考えたからでございます。

なお、債務負担行為につきましては、本年度は準備期間となり、給食調理業務の委託の範疇ではないことから補正額はゼロ円となります。また、債務負担行為につきましては、契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定されているわけではなく、したがって現実に現金支出が必要となった場合は改めて歳出予算を計上するということになっております。今回、計上させていただきました債務負担行為の積算根拠等につきましては、人件費、衛生管理費、運営費、管理費について試算を行っておりますので、プロポーザルによる入札終了後、委託事業者との契約を行い、令和2年度当初予算として計上させていただく予定でおります。

調理業務の民間委託につきましては、7月30日の全員協議会にてご説明させていただきましたが、改めて資料1から3より本日ご説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、資料2をごらんください。横長のもので。

今回、民間に委託するのは調理業務のみというふうになります。

まず、一番上、1番ですが、給食センターで対応する学校につきましては、陸の学校、小学校では5校、中学校で3校、幼稚園1園、合わせて9施設となっております。

また、2番、学校給食の主な業務のうち引き続き市直営で行うものにつきましては、①給食献立の作成及び決定、②食材料の選定購入及び発注となっております。

2段目、今回、民間委託をさせていただくものについては、③給食調理における検収、調理、配食、片づけ、清掃及び⑤食器洗浄、消毒、保管となっております。

なお、既に委託済みのものにつきましては、④小中学校、幼稚園への配送、回収の業務というふうになります。

その下の3番、学校給食の主な業務の流れのほうをごらんください。

①献立の作成・決定につきましては、従来どおり栄養教諭が献立を作成・決定することとなっております。

続いて、②食材料の選定購入・発注につきましても、引き続き栄養教諭のほうが行うということで、市の責務で行うこととなっております。

続きまして、③ドットで囲ってあるところでございますが、食材料の検収、調理、配食等について今回、民間委託をさせていただく内容となります。

次、④薄い青色のところでございますが、トラック等での配送・回収については、現在も民間委託で行っているところございまして、そのままかわりはございません。

その後が各学校での給食・食育、そして⑤といたしましてドットで囲ってあるところでございますが、センターにて食器洗浄・消毒・保管を民間委託にて行うということになっております。

よって、変わるところと申しますと、③と⑤に当たります現在市直営で調理員が行っておる③、⑤の内容について、今回民間委託をするということになっておりますので、その点について改めてご確認いただければというふうに思っております。

それでは、資料3のほうをごらんください。文章のほうとなっております。

1番として、学校給食の民間委託に向けた国及び市の方針でございますが、初めに学校給食の調理業務等の民間委託につきましては、昭和60年、文部省の「学校給食業務の運営の合理化」についての通知や、平成15年、文科省「学校給食の運営の合理化について」の事務連絡が発出され、学校給食業務の運営の合理化のため、民間委託などの方法で人件費等の経費の適正化を図ることという指針が示されております。

続いて、鳥羽市におきましては、9月13日の本会議における市長答弁のとおり、昭和61年11月の鳥羽市行政改革大綱から引き継がれている基本姿勢である住民福祉の増進と行財政運営の効率化のもと、現在に至るまで民間委託の推進に向けて努めてきたところです。

平成15年の鳥羽市職員定数適正化計画では、現業職については原則不補充とするとし、共同調理場の統合や民間委託などが進められました。

平成21年には長岡共同調理場を廃止し、中央共同調理場の配送業務を民間委託いたしました。

2016年、行政改革推進プログラムの実施計画書では、学校給食業務及び事務の効率化や外部委託によるコストの削減、効率的で効果的な行政経営のために民間活力の有効活用を図る方針が示され、現在に至っております。

2番、現状でございます。

中央共同調理場においては、退職者不補充により平成21年度以降、正規職員が7名から3名と減少し、その代替として嘱託職員を配置しながら業務を行ってまいりました。正規職員と嘱託職員、臨時職員がそれぞれ補完しながら、現在の業務体制を維持しているのが現状でございます。給食の献立内容や職員の休暇状況等によっては、職員の早出出勤や他の職員が応援するなど対応をしているところです。

昨年度末には正規職員1名が定年退職を迎えましたが、引き続き臨時職員として採用することにより調理業務体制の維持を図ってきました。しかしながら、今年度末にはさらに正規職員2名が定年退職を迎えるため、正規職員1名、嘱託職員6名、臨時職員3名での業務となり、安全安心な給食の提供が維持できなくなっております。

2ページをごらんください。

3、給食調理業務の民間委託化に向けた具体的な検討です。

先ほど申しました指針や現状から、安全安心な学校給食の維持、提供を行っていくためには、予定どおり積極的に給食調理業務の民間委託を進めていく必要があります。

教育委員会といたしましては、民間委託を行った場合でも給食の質の維持と安心安全な給食の提供ができるかということに力点を置き、次の4点について具体的な検討を行いました。

(1)として、学校給食業務及び事務の効率化についてです。

①庶務業務の軽減については、教育委員会事務局職員の庶務業務において職員の任用や賃金支払い、消耗品購入などの事務が軽減されます。その結果、事務局職員の事務の効率化を図ることができます。

②栄養教諭の業務のスリム化については、栄養教諭の業務であった食材の検収や作業行程表の作成等が削減され、業務がスリム化されます。その結果、各学校への食の指導などの時間確保ができ、今まで以上に地産地消を生かしたメニューの開発が可能となります。

③安定した人員確保につきましては、民間委託した場合、給食の調理内容や作業工程に応じた柔軟な人員配置が可能となり、衛生管理や質の向上が期待できます。また、人材の確保が民間委託業者の責任において実施されることにより、調理員の休暇等による人員補充など安定した確保が可能となります。

(2) 民間委託によるコストの削減については、今後プロポーザル方式による入札を予定しているため、金額等の詳細は控えさせていただきたいと思っております。

これまで現業職の退職不補充や長岡共同調理場閉鎖等の合理化策により、ここ10年来、人件費のコスト削減に取り組んでまいりました。

①として、学校給食の継続的な合理化策によるコスト削減については、長岡共同調理場閉鎖後の平成21年度中央共同調理場の正規職員7名と平成30年度の正規職員4名の人件費を比較しますと、約1,000万円の減となりました。単年度のみの比較においても、これまでの合理化策により人件費のコスト削減が確認できました。

②といたしましては、市直営方式と民間委託試算費用との比較によるコスト削減の見込みについては、安全安心な学校給食の提供に向けた基準とする職員体制（平成30年度）の人件費と衛生費、消耗品費と民間委託実施年度の令和2年、人件費、衛生管理費、消耗品費等の運営費等に加え、消費税を加えた額との費用を比較いたしましても約150万円の減となる見込みとなり、コスト削減が見込まれることがわかりました。

なお、正規職員を40年間雇用した場合の生涯賃金は2億3,000万円、平均年収は576万円となります。嘱託職員の平均年収236万円と比較をしますと、1名当たり年間約340万円のコスト削減となります。平成21年度から10年間で1人当たり3,400万円の削減となり、平成21年度と平成30年度の中央共同調理場の正規職員の差である3人で考えると、総額約1億円のコスト削減を行ってまいりました。

3ページをごらんください。

安全安心な学校給食の提供につきましては、民間委託した場合、学校給食の安定した提供を行うために必要な職種及び有資格者の人員配置が見込めることがわかります。

資料1のほうをごらんください。縦長の資料となります。

まずもっておわびを申し上げますが、この縦長の表の一番左下ですが、給食運搬のところの配送先というところに小学校5校で3校のみの記述で切れてしまっておりまして、大変申しわけございません。小学校5校はこの3校に加え、鏡浦小学校と弘道小学校が入ります。それから、中学校3校は鳥羽東中学校、加茂中学校、長岡中学校、そして幼稚園1園かもめ幼稚園が入りますので、申しわけございません、よろしく願いいたします。

人員配置のほうに話を戻しますが、右側の図の中央少し下の青いドットで囲ってある部分、矢印の右側になりますが、令和2年度4月を想定した調理業務委託の人員のところでございます。よろしいでしょうか。

調理体制といたしましては、一つに調理管理責任者、次に栄養士、次に調理管理副主任、四つ目に厨房設備等管理担当者の配置を兼務を可として考えております。また、いずれの方についても調理師資格を有し、3年から5年以上の集団給食業務経験を有すること、そして正社員とすることを条件として考えております。このことにより、栄養士としての専門性を持った方も調理現場に入っていただきますし、厨房設備等管理担当者により、メンテナンス等簡単なものについては民間委託の業者の方に担当をしていただけるといことになると考えております。

資料3の文章のほうにお戻りください。

このことにより、異物混入や食中毒等については中央共同調理場で培ってきた未然防止のノウハウに加え、民間委託業者の独自の社内基準により強化されます。リスク・マネジメントについては、市と民間委託業者が役割分担を行うことで早期対応や原因究明など事後の危機管理体制が充実できるなど、給食調理業務における衛生管理や危機管理体制の確立ができます。

②として、食物アレルギー対応食の提供については、学校、栄養教諭、教育委員会が連携し、保護者からの聞き取り等をもとに除去食等を提供する対応を継続していきます。また、栄養教諭が作成する指示書により、民間委託業者もこれまでどおり対応は可能となっております。

(4)といたしまして、非正規職員の継続雇用については、民間委託業者は中央共同調理場での調理経験がある現在の調理場職員、嘱託職員、臨時職員の継続雇用を望んでおり、非正規職員の継続雇用も可能となっております。

以上のことから、給食調理業務の民間委託を実施した場合においても今までどおり安全安心な学校給食を提供することができ、業務の効率化やコスト削減が期待できると判断し、令和2年4月より中央共同調理場における調理業務の民間委託を実施する方向で考えさせていただきました。

4番、今後のスケジュールにつきましては、本9月議会補正予算において債務負担行為が承認されましたら、10月に指名型プロポーザル方式による入札を実施したいと考えております。優良な事業者を選定することは、学校給食の根幹である安全性の確保や衛生管理の面から大変重要であると考え、委託事業者の選定方法といたしましては一般競争入札ではなく、直接委託業者から自社の学校給食に対する考え方や他社にはないノウハウ等の提案を受けて、最良の事業者を選定したいと考え、指名型プロポーザル方式といたします。選定基準といたしましては、一つに信用と実績、二つに安全管理、衛生管理、三つに人員の確保などとなります。なお、委託事業者には何らかの事情で給食調理の遂行が困難になった場合でも、給食の安定した供給ができるようにするための保証制度がある日本給食サービス協会の加入を条件とします。

また、契約については、事業の継続性から3年間の長期契約といたします。そのため、今回、債務負担行為をお願いをさせていただいておるところです。

11月には委託事業者を決定し、契約、契約後には市P連役員等への直接説明や保護者への文書配布による周知を予定しております。周知内容といたしましては、委託する業務の内容は先ほど説明させていただきました調理業務のみの委託であるということ、献立や味つけ、食材料、給食費とも変わらないということ、食物アレルギー対応食は従来どおり実施するという、そしてふるさと給食や地産地消の取り組みは従来どおり実施するということなどでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 説明は終わりました。

質疑を受けたいところではございますが、12時となっていますので、昼食のため休憩したいと思います。

(「委員長、議事進行で一つ要望があります」の声あり)

○浜口一利委員長 要望だけ聞いておきます。

○戸上 健委員 今の学校教育課長が報告しましたがけれども、事前に我々予算決算常任委員会に提出されている資料3というのとボリュームが全然違います。コスト削減の中身についても、我々事前に提出されたのはわずか4行です。今の報告では非常に長文な報告を克明な報告をしました。ですから、言うだけで、最後のプロポーザルの中身もそうですけれども、全体の報告はより詳細なものです。それを文書にして、昼休み中に全委員に配るということを求めたいと思います。

○浜口一利委員長 今の説明の詳細を……

○戸上 健委員 今の文書読んだわけで、文書あるわな。読んだやつみんな覚えとる、僕も全然覚えとへんよ。

非常に重要な中身を事前の常任委員会に出さずに、文書で当日この場で読み上げるということはいかんよ。

○浜口一利委員長 戸上委員の今の発言なんですけれども、今回の私も冒頭に言ったとおり、予算決算の委員会の中で十分な説明を果たしてください、その後審議をしますという注文をつけたところで今の説明になったと思っています。その資料は出すことができますか、今、説明した文書。

債務負担行為だけでよろしいんでしょう。

○戸上 健委員 それでいいです。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、昼休み中に提出をお願いしたいと思います。

教育長。

○小竹教育長 出すべき内容につきまして、もう一遍聞かせていただいてから必要なものは提出させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 わかりました。よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

(午後 0時03分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中、説明のあった9款教育費について順次質疑を行いたいと思います。

まず初め、中学校管理業務のほうで質疑のある方はございませんか。概要の9ページの中段です。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次の博物館運営事業について質疑を受けたいと思います。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 それでは、博物館運営事業について伺いをいたします。

予算額41万円この中身というよりもすみません、ガバメントクラウドファンディングに募った寄附金を活用しということで、海女文化のさらなる情報発信を図るための経費を補正しますということが記してあるんですけども、このガバメントクラウドファンディングの事業の中身について少し伺いをしたいと思います。

以前、河村委員が一般質問されていたかと思うんですが、ガバメントクラウドファンディングについては、これはふるさとチョイス、いわゆるふるさと納税のところだと思うんですけども、このガバメントについては私も賛成なんですけれども、これの寄附をいただいてということは68万5,000円の17名の方からいただいた中身とおっしゃっていたと思うんですけども、その中の41万円、もう少しすみませんが、ふるさとチョイスについて説明を伺いたしたいと思います。

○浜口一利委員長 岩井生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 よろしくお願ひします。

委員おっしゃるとおりに、企画財政課がふるさと納税を取り組むに当たり、トラストバンクがつくっているふるさとチョイスというホームページ及び寄附の積算するシステムがあるんですが、そちらに企画のほう契約していますので、そこと同じところにガバメントクラウドファンディングというその会社が同じように取り組んでいますので、その会社を変えるとちょっとまたややこしい話がいっぱい出てきますので、同じ会社でふるさと納税の返礼品同じ3割でという形でさせていただいたところです。

もう少し詳しくお話しさせていただくと、目標額、実は200万円を立てておりました。68万5,000円、17の方が寄附していただいた、達成率34.3%になります。本来、普通の民間の方でもクラウドファンディングという形で寄附募って、特別なこの事業で行いたいというクラウドファンディングがあるんですが、それは目標達成しないと事業は行えないんですが、ガバメントクラウドファンディングに関しては集まった金額で行政が事業をするなり、その事業のほうに寄附いただいた金でさせていただくという形になります。

今回、鳥羽市役所が去年、企画財政課で行わせていただいたのが3,000年を超える海女文化を守りたいということで、対象事業とすると海の博物館の海女展示のリニューアル、海女漁具の購入支援、アワビ等の種苗放流の事業に充てたいという形で寄附を集めさせていただきましたので、その項目について寄附いただいたお金を充てさせていただくという形になります。

今回68万5,000円だったんですが、そこから返礼品なりこのトラストバンクへの手数料等を引いて、41万円をこの事業のほうに充てさせていただくという形になります。

以上になります。

○浜口一利委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 詳しい説明ありがとうございます。

こういうふうふるさと納税を寄附していただいているということに本当に感謝を申し上げて、そして一つ、この事業のことなんですけれども、これは自治体の何ていうんですか課題解決のために募っていただいているものだと認識しておりますが、ある自治体によってはこの寄附をいただいた方のお名前を、例えば企業だっ

たら企業さんとか、このことに対して海女さんのことに対して応援していますよということで名前を載せるところも鎌倉市のほうではあるようなんですけども、またこういうことも少し感謝の意を込めて応援していますよというのを考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○浜口一利委員長 岩井生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 その辺はちょっと検討させていただければと思います。

○坂倉広子委員 どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

(「委員長、関連で」の声あり)

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 GCF、私が一般質問したので、広子委員の質問にも答える形になるかと思うんですけども、今回200万円の目標金額に対して六十何万円というところでしか集まらなかった分を、その分に関しては今回、博物館の運営事業に充てさせていただく、しかも海女さんの文化を守るというところ。

ただ、ちょっと勘違いしたらいかんのは、このボリュームで海女文化を守るという約束をGCFの画面の中でしているわけなので、うちがそれ以外の事業をしていないかということそうではなくて、ほかの事業の推移のほうの先ほど岩井課長から説明があったように農水の種苗放流であったりだとか、決算のときに出ていた海女の就労環境だったり、新しいウエットスーツ等々で、ボリュームとしては200万円以上のお約束した金額以上の事業を鳥羽市としては展開しているということは明確にしておかないと、せっかく寄附いただいた方々が何やというふうになっていてもいかなので、お約束したことはちゃんとそれ以上のことはできていますよということは補足させてほしいなというふうに思います。僕が言うのも変なんやけれども、以上です。

○浜口一利委員長 岩井生涯学習課長、今のでよろしいか。

○岩井生涯学習課長 河村委員、ありがとうございます。

そのとおりでございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に学校給食運営事業、債務負担行為について質疑を受けたいと思いますが、質疑が重ならないように関連での質疑でよろしく願いしたいと思います。

奥村委員。

○奥村 敦委員 奥村でございます。

行政の外部委託は政策に対応するために避けられないものだと私は考えております。しかし、今回の学校給食の業務委託、説明をお伺いしたんですけども、余りにも本当にしっかりとした計画、吟味されたものがあるのかどうかというところがすごく疑問に思うところです。私の経験上でいきますと、直営から業者委託する場合は2年ほどかけて計画を立てて業者委託をやってきました。だから、教育委員会さんとして、2020年4月1日に業務委託を決定したときからのフロー、タイムスケジュールというものがしっかりしたものがあるのかどうか、それによってやってきたのかどうか。

もう一点です。契約事務、今回プロポーザルですけども、プロポーザルはご存じだと思いますけれども、

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、こことしては随意契約です。それで、やはり共通性とか透明性を担保し、特定のものが有利にならないような契約をすべきだと思っております。プロポーザルの中も公募型と指名型とありますが、私としては公募型を選択するほうが望ましいと思っております。それで、今回プロポーザルに採用した場所、どこでいつどういう理由で指名にしたのか、という2点だけ教えてください。

○浜口一利委員長 奥村委員、今回は2問の質疑だったわけなんですけれども、できたら一つずつお願いします。奥村委員の質問に答えていただくのは、武中課長補佐。

○武中課長補佐 教育委員会、武中です。よろしくお願いします。

委員のご質問のところのまず直営から民間委託へ渡る際のフロー、どういう流れでということになるんですが、課長のほうからご説明がありましたように、2016年の行政改革推進プログラムの中できちんと教育委員会のほうで検討していくということが明記はされています。

その中でいろいろと事業所のほうへまず中央調理場を見ていただいて、その中でどこまでの施設の改修であるとかどういうところが必要であるかということを29年に議論していただいて、その中で民間委託に耐え得る、またどのようなところで問題点があるかとかということのを洗い出しをしていただいています。その間いろいろ協議のほうは進めながら、給食の調理員さん含め職員組合のほうとかもいろいろと話をさせてもらいながら着々と進めてきました。

30年になりまして、業者のほうで当初のほうは予算的なところで改修が必要という話もありましたが、私のほうでいろいろ聞き取りさせてもらう中で、その費用なくても現状の施設で民間委託を受けていただけるということを知りましたので、その中でもう一歩進んだ中で見積もりをとらせていただいたりとかさせていただきました。

教育委員会のほうで、過去、課長含め担当課の職員のほうでいろいろと議論を進めてまいりました。その間いろいろと話ししている中で先ほどのプロポーザルのほうのやり方であるとか、具体的にどういうところが民間委託になってどういうふぐあいが出るのか、はたまた民間委託をするに当たってどういう問題点が出るのかもずっと協議のほうを進めてまいりました。

プロポーザルの透明性のところにつきましては、実際には今年度の4月当初のほうで具体的にプロポーザルのほう、以前からプロポーザルでというのは決まっている話なんですけど、その中で加点方法であるとかということも含めてことしの4月当初やったと思うんですが、その辺でいろいろと具体的にまた決まってきたような次第です。

○浜口一利委員長 奥村委員。

○奥村 敦委員 私はフローとかタイムスケジュール言わせていただいたのは、今まで検討してきたことはよろしいんやわ。2020年4月1日と業者委託をしますよと決めてからのフロー、タイムスケジュールがしっかりとやられてきたのかということなんですけれども、そのフローありますか、持っていますか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 今現在、協議してきた大体の流れ的なものはあるんですが、2016年だったかの行政改革のほうでは、もう実質ことしの2学期からするような予定でございました。それが業務のほうでいろいろ精査している時間が押してしまったために来年4月というふうになりましたので、その以前からある程度の終わりの目

標自体は決まっていた中でおくれているというところになります。

○浜口一利委員長 奥村委員。

○奥村 敦委員 私個人的に考えるには、スケジュールがあったとしたときには、まず今直営で職員さんみえるわけですので、そのヒアリングもしながら父兄の方の説明会を開いて、そこで上げてきてどういうふうにやっ
ていけばいいのかというふうに僕は持っているのかなと思っていましたんです。それが今回説明聞くと、まだ
保護者にも説明がない、何もない、今からやるんではそんなスケジュールで本当にしっかりとした契約ができ
るのかなというのはすごく疑問に思っているんです、今説明聞いた中では。

ぱっと来て、ぱっと上がってきたように見えるので、やっぱりしっかりとした本当に2年間の吟味というの
は、検討はするのはわかりますけれども、検討ではだめなんです。きちっとしたタイムスケジュールのもとに
しっかりと進めていくのが契約事務ですので、進んでいなかったらタイムスケジュールとは言えないと僕はそ
う思うんです。

プロポーザルも聞いたんですけれども、どういう場所で決めたのかというところなんです。例えば選定委員
会を設けたとか、そういうふうな場所でしっかりと議論すべきやと思うんです。教育委員会だけで決めたとい
う形になるんですか。

○浜口一利委員長 プロポーザルになった経緯。

武中課長補佐。

○武中課長補佐 先ほど話させていただいたとおり、プロポーザルの選定の指名の業者、まだ今から当然保証
協会に入っていたりとかいろいろなところの中での選ぶ話にはなるんですが、教育委員会のほうで決めさせて
はいただいております。

以上です。

○浜口一利委員長 奥村委員。

○奥村 敦委員 わかりました。

ただ、幅広い組織の中から選んでいくということも大事だと思うんです。ですので、今のお話ですとプロポ
ーザルの流れとしても間に合うんですかという感じですね。10月から始めて、書類出していただいてそこから
決めていく、11月に本当に契約できるかというのがすごく疑問に思っています。そこら辺、しっかりとし
たもう少しタイムスケジュールを、例えばプロポーザルの採用した中の流れ図もできていますか。ここからや
って、こうやってやって、いつ契約書の締結になるのだというそのフロー図か何かあるんですか。やっぱりし
っかりとしたタイムスケジュールをつくっておかないとどんどんおくれにあって、できませんでしたになるの
が一番怖いのかなと、4月1日にやるのであれば。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 プロポーザルのほうの実施要綱を含め仕様書等はまだ作成はほぼできておりますので、その中
で決裁とらせていただいて、実施する方向では準備はしております。

以上です。

○浜口一利委員長 奥村委員、よろしいですか。

○奥村 敦委員 よろしいです。

(「関連で」の声あり)

○浜口一利委員長 関連、どうぞ。

戸上委員。

○戸上 健委員 プロポーザルの関連でお聞きします。先ほど3社に決めたのは30年4月という答弁でしたか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 すみません、3社に決めたわけではないです。まず、3社の議論をさせてもらうのは、平成29年に現場のほうを確認していただく必要がありましたので、その業者さんのほうが3社であって、まだ現在決まっておられません。一応予定では6社を予定はしております。その3社のみでということではないので、そこだけ。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 おかしいではありませんか。情報公開で入手したあなた方の資料によると、2年前の29年5月19日に委託先を共立メンテナンス、魚国、トモの3社に絞って具体的作業を進めていると書いてあるじゃないませんか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 すみません、市場調査であって、委員おっしゃられるところの資料につきましては公的なものでなしに協議の中の資料になっておりますので、そこをとられてしまうと議論がかみ合わなくなる可能性あるんですが、一応教育委員会が考えているのは6社の予定で、先ほど課長のほうから説明させていただいた協会であるとか実績があるとかそういうところで業者のほうを予定しておりますので、その点お願いします。

あと、プロポーザルにしました理由なんですが、入札金額だけで決めてしまうと安全性なりいろいろな面で担保できない状況となりますので、その点は人員確保も含め、また事業所のほうの給食の考え方であるとか今までどういうノウハウがあるのかをきちんと聞かせてもらって、業者のほうを選定させていただきたいと思えます。

以上です。

○浜口一利委員長 プロポーザルというのは各委員も承知かと思えます。

戸上委員。

○戸上 健委員 ここに書いてあるように、あなた方の文書に3社に絞って具体的作業を進めているというのは間違いの文書ということなんですか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 検討中のものとして、確実にそこで行きますというような決裁ではありません。当然、決まっ
てからのプロポーザルの選定の中身となりますので。

○戸上 健委員 何でそうしたら、3社に絞ってと書いてあるんですか。

○浜口一利委員長 3社から情報提供をもらったということかな。

武中課長補佐。

○武中課長補佐 あくまでも市場調査ですので、そこに絞った話ではございません。そこだけ、すみません、訂正させていただきます。

○浜口一利委員長 戸上委員、そのあたり理解をお願いしたいと思います。

○戸上 健委員 というようなことを言うけれども、29年5月19日に絞ったというその資料だけでも、それに付随しとる資料で、古い施設のままでも受託可能かというので共立メンテナンスの個人名書いてあるけれどもこの人、それからトモの責任者やなこの人、それから魚国総本社のこの人と電話番号まできちんと書いて、何時に連絡したというの書いてあります。絞つとるやないの。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 先ほどのところで説明させていただいたとおり、まず3社のほうに施設を見ていただきましたので、新たに施設のほうを改善が必要という話の中でまず一つハードルがありましたので、施設を直さないと受けられないという当時の判断が29年です。

そのときにその判断の中でちょっとおくれってしまった部分もあるんですが、30年のほうで申しわけないです、僕のほうが学校教育課のほうへ来まして学校給食のほうのこの作業のほうをさせていただいている中、他市のほう聞き取りをさせていただきました。古い施設でも受けていただけるという情報をほかの栄養教諭のほうから仕入れましたので、一度見てもらっている業者のほうに改めて状況を知っているので、受けられますかというところで市場調査を行ったというのが経緯です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 先ほど6社に予定しとるという答弁だったけれども、この当社の3社から6社になったというのはいつの時点なんですか、プロポーザルの対象を。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 当初から3社というところで絞ったところではないというのがまず一つと、このプロポーザルを行っていく上で市内、県内の業者のほうがたくさんありますので、その中からの選定というのは当初のほうから持っていたものです。

実際に今後やっていく中でその業者のほうの施設とかもまた見に行かせてもらいながらいろいろ決めたいと思っておりますので、まずは県内の業者というところで考えております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 いや、ちゃんと聞かれたことに答えてほしいと思う。僕は先ほどの答弁でプロポーザルの対象を6社にしたと、それはいつしたのかと聞いたんです。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 この6社と申しますのは、これから指名型のプロポーザルにするときに仕様書が当然できるわけですけれども、我々としては安全を前面に出しているためにかなりフィルターがきつくなっておりまして、そのフィルターを県内の実績のある会社見ますと何社ぐらいクリアできるかということになりますと、ごくごく少なくなるわけです。ですので、6社に決めたというふうな答弁いたしましたけれども、想定の中で6社ぐらいは我々が基準として持っているものをクリアできるだろうということですので、これから指名ということでさせていただきます。本当受けていただけるかどうかまだわからない状態でございます。その前提としまして、積算の根拠あるいは我々が委託する場合の前提でいろいろ条件整理をせないけませんので、そのときの様子を3社から伺ったと。

プロポーザルのことにつきましては、先ほど言いましたようにまだ白紙の状態でございますが、多分6社ぐらいは我々の出したハードルを越えていただけるんじゃないかという想定のもとで、6社というふうに申し上げました。

以上でございます。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ごく最近6社になったということですね。

○浜口一利委員長 いえ、戸上委員、説明が十分できたと思いますけれども。

戸上委員、次の質問をお願いします。

○戸上 健委員 一般質問するために、7月19日の時点で共同調理場にかかわる一切の資料を情報公開したわけなんです。その一切の資料というのが来たわけなんです。その中ずっとそれは3社、共立、魚国、トモとこの3社だけでした。6社にしたというのをこの場で初めてさっきの答弁で聞きました。だから、いつそういうふうになったのかということを知りたいんです。というのは、7月時点では全くこの3社ということになって、急に6社ということは今の時点になったというのは、何でそういうことになったのかということを知りたい。

○浜口一利委員長 余り私が言うのもあれやけれども……

山本委員。

委員間討議になってしまうけれども。

○山本哲也委員 3と6の数字のことは今きっちり僕は教育長から説明を受けて、理解はできたと思います。多分、誤解じゃないですけども、勘違いされている部分もまだあるんじゃないかなというところの戸上委員が資料請求して受けた3社というものはプロポーザルとは全く別と考えてもらわんと、そこを混合されてその3社がプロポーザルに入るんじゃないという説明は今ずっとされつつあります。その理解をまずしてもらわないと、僕がフォローするのもおかしいですけども、話が全くかみ合っていない話なので。

○浜口一利委員長 戸上委員、先ほどの質問は十分説明できていると私も思いますけれども、できたら次の質問に移ってほしいと思います。

○戸上 健委員 これ以上言いませんけれども、教育委員会の文書には、委託先を共立、魚国、トモの3社に絞って具体的作業を進めるとはっきり書いてあるので、ですから委託先ということはそこはプロポーザルなわけなので、その3社からどこを選ぶかということなんだ。だから、その3社から何で6社になったんやということを知りたいんです。

○浜口一利委員長 答弁ですか。

(「誤解を解いてもらわんと、話がまるっきりかみ合わないので」の声あり)

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 今回、プロポーザルの私の仕様書も含めいろいろなことを進めさせていただいています。当然ちょっと誤解のところはあるんですが、当初、市場調査的な形で3社に決めて一応絞って話を聞いているというのが現状です。その中で、今後先ほどあった6社になるのか、ひょっとすると7社になるのかそこはわから

ない部分ではあるんですが、そこのところにつきましてはまず指名で送らせてもらう中でその後現地調査のほうも説明会も開かせてもらって、みんな用意ドンという形でスケジュールのほう組ませてもらいながら質問も受けさせてもらって、プロポーザルのほうは進めていきますので、よろしくお願いします。

(「委員長、いいですか」の声あり)

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 戸上委員が言うところ委託先として3社というふうな書き方をされるところのをずっと言われとるんですよ。そこの委託という言葉に引っかかっておられるんやと思うんです。なので、表現が間違っしてもとったことなのか、何を委託するところなのかを解消してあげやんと、この勘違い解消されないまま戸上委員からもやもやが消えんまま質問切られる感じになるので、そこの話をしてあげたほうがええんじゃないかなと思うんですけれども。

○浜口一利委員長 教育長、今の山本委員の指摘なんですけれども、3社委託という書き方がしてあるということですので、戸上委員の言われる3社がいつ6社になったとそういうことになってしまうもので、3社から情報提供というような今話もしていたわけなんで、そのあたりのもやもやをすっきりした形で答弁をできたらお願いしたいと思っておりますけれども。

教育長。

○小竹教育長 今ちょっとその文書の確認をしておりますので、訂正させていただくにしても文書ははっきりいたしませんけれども、現状を申しますと、とにかく3社に見積もりをとって聞き取りしたことは事実でございます。これは予算の設計上の積算根拠、あるいは我々の仕様書をどうやってするかということの根拠にするために聞き取りをさせていただきました。

それに応じまして先ほど申しましたように、3年間は例えば食中毒を出していないとか学校給食の実績があるとかもろもろのハードルを折り込みましたので、そのハードルを見てみますと、県内では数社しかクリアできないということがわかっていました。何十社もないんです。今見ている限りでは大体7社ぐらいだろうというふうに見ているんですけれども、そこへはできる限り多くのところに指名の依頼をさせていただきたいと思っておりますので、現状3社に絞ったとか6社に絞ったということは全く事実ございません。これから依頼をかけさせていただきますので、その中何社が申し込んでいただけるのかという段階でございますので、できるだけ広く我々としては指名に入らせていただけるように努力したいというふうに考えておりますので、現状でそういうことでございます。

(「委員長、ちょっとよろしいですか」の声あり)

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 奥村委員も指摘したように、たくさんのところから募集をしてもらってやってもらうのが一番競争力が働くわけですが、でも、教育長おっしゃるような何が一番なんやと言ったら、安心安全がちゃんと担保されやないかんわけですよ。そのための指名型になる。じゃ、その基準を下げて間口を広くとなったときに、その信頼が揺らぐわけですよ。そこのせめぎ合いだと思うんです。

もう一つ聞きたいのは、市場調査をするときに現地も確認しないで、そんな見積もりを出すことは可能ですか。可能か可能でないか。中央共同調理場を現地の視察もなしに、今回視察してもらっています、なしにそれ

が可能かどうか、図面だけ見てそんなことができるかどうか、設備も見ないでできるかどうか、可能かどうか。

○浜口一利委員長 岩本学校教育課長。

○岩本学校教育課長 できないと思います。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 ということは、現場も見てもらって、よその事例も研究した結果、それは設備に手を加えやんとできやんなど、うちは受けられやんなどという業者も出てきます。そういうのも確認してもらいながらするのが市場調査ではないですか、金額も含めて。それで出したもらった金額を参考ベースにして、じゃ今からどうするんやということが流れとしては決まるのが手順ではないのかなと私は思うんですけども、教育長、どうですか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 この議会の承認をいただきましたら、早速説明会を持つべきだというふうに思っております。県内の可能性のある業者のほうに依頼をしまして、現場を見ていただくということをまずステップとしていたしまして、その上でプロポーザルさせていただくという段取りを考えております。

以上でございます。

(「委員長、奥村委員の話にさかのぼって関連でいいですか」の声あり)

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 奥村委員が言われた先ほどから指名という話が出ておって、奥村委員は指名では透明性がおかしいと違うかと、近年使われとる公募型で能力のあるところをどんどん募集したらいいんじゃないかという質問があったと思うんですけども、それには教育委員会は答えていないと思うんですけども、そこら辺をもう一度しっかりと答えてください。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 課長のほうから冒頭説明がありましたように、私のほうでもいろいろ進めている中で先ほどのタイムスケジュールで、今回承認いただいた後、プロポーザルにはどうしても時間がかかります。その後の契約の中で進めていく中、一応今の現状で可能な限りの時間というのが恐らく5カ月ぐらいでないところとなっております。遅くなっている部分についてはこちらのほうが事務上ちょっとおくらしている部分はありますが、そういうことになります。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 そうじゃなくて、何で指名型にしたのか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 すみません。まず、公募型にしますと募集期間というところで時間のほうがかかることとなります。恐らく県内の業者のほういろいろ各市町のほうへ聞かせてもらう中、手を挙げていただく業者というのがほぼ決まっております。その中で先ほどから話ししているうちの条件的なものも含めクリアできる県内の業者という形でその時間、こちらのほうも作業的なものも含めてのこととなりますので、公募型じゃなく指名型という形でこちらのほうはさせていただく。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 奥村委員は本当に監査委員としてきちっと心配されて言っとるんです。これ市全体のことなんです、はっきり言う和金額も大きいし。しっかりとそういういろんな業者があるというのをわかっとる中で、市が示した基準にのっとって、それ以上のものを提案できるから受けたいという思いで多分応募してくると思うんです。それには市があなたのところですよとか指名するようなことではあかと違うかと、透明性が担保できへんのちゃうかと。広くみんなからこういう基準にのっとったものについて公募をしてくださいよというようなスタイルでやらんといかんとちゃうかなというのを、きちっと言われとると思うんです。

それには先ほどから言うておるように、時間がないとか限られとるとかそんな問題は別なんです。ことしやらんでも、来年でも再来年でもいいわけです、はっきり言う。それに手当てをしたらいいわけです。しよう思ったらできますので。そうじゃなくて、この入札という行為がきちっと担保できるかということなんです。

それには先ほどから何回も言うように、教育委員会だけで考えとるのかという指摘もありました。それは市全体のこの業務委託の中できちっと審査会を開いてやっとなのかとか協議したのかとか、そういうことを奥村委員は聞いとるわけなんです。教育委員会だけで結論出して、プロポーザルにしたらあかとちゃうかということ言うのとるわけで、その辺をきちっと説明してください。

○浜口一利委員長 答弁があれば答弁して。

教育長。

○小竹教育長 おっしゃるように市の中で指名審査会は開いておりません。これにつきましてはご批判は受けるかわかりませんが、時間的な制約もある中でさせていただいたわけですが、その指名型の場合と、それから公募型の場合と具体的に応募してくる企業がほとんど変わらないのではないかというふうには思っております。

と申しますのは、先ほど申しましたようにクリアできる県内で実績のある企業は数限られているわけです。そこへ実績のないところが公募で来るということにつきましては、幾らプロポーザルでいい結果おさめたとしても、我々は安全の担保から考えますと不安なわけですので、やっぱり実績なりそれぞれのきちんとした基準がクリアできている、県内一円、給食委託やっていますので、我々としてはその市場調査を十分やっています。その中でどこが請負が可能かということは大体わかっておりますので、その中で指名させていただくという方向性を今持たせていただいております。

○浜口一利委員長 南川委員、今の答弁で。

○南川則之委員 答弁に対して。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 先ほどから言っているように時間の問題を盛んに言われて、教育長もいろんな河村委員から質問あったように現場の視察もされとかいろいろどンドン中身が入ってきています。

それで、当初伺ったスケジュールからいって10月にきちっとプロポーザルやって、11月に決めるというのはすごくスケジュール的に不可能な状態になってきとると思うんです。それも含めて、奥村委員の最初の質問に戻りますけれども、きちっと期間を置いた中でしっかりと決めて、議論した中できちっとスケジュールせなあかと違うかということから逸脱しとると思うんです。ですから、きちっと裏づけをしてやっといかんと、次から次、不透明なところが出てきて、結果がどうなるんやということ。プロポの中身、私また質問し

ますけれども、どんどんそういう不安定な要素が入ってきとると思うんです。そこをもうちょっときちっと議論の中で説明をしてほしいなと思います。

一旦、河村委員に……

○**浜口一利委員長** 教育長、今のできるかできないか、時期的な部分を南川委員はおっしゃっていますけれども、それに対するの答弁があれば。

教育長。

○**小竹教育長** おっしゃるとおり議論を十分尽くしていただいておりますので、たくさん不安な点とか心配な点は出てくるということは、これは我々としてはもうおわびするしかないんですけれども、ただ、冒頭で私申しましたように現場の調理員さんの立場とか等々考えますと、せめて来年の4月からは自分たちがどういう立場にいるのかということは、きちんと今の段階で示さなくてはいけないという使命感はございます。それに応える意味でも急ぐといえますか、もう限界ということは考えておりますので、この時期にさせていただきたい。

それから、先ほど10月のプロポーザル、11月の契約というのはかなり厳しいだろうとおっしゃったところでございますけれども、確かに平坦な道ではないというふうに思っておりますけれども、我々が全力でその辺はスケジュールどおりに進めて、11月の段階では4月1日の方向性がちゃんと決まっているということについてしっかり取り組んでいきたいという決意でございますので、よろしく願いいたします。

○**浜口一利委員長** 河村委員。

○**河村 孝委員** 教育長の説明があったとおりで、時間がタイトなのはよく理解できます。ただ、それを理由になんて話ほとんどない答弁なんです。南川委員の指摘のままなんです。そんなものは理由にならない。

ただ、今回、指名型か指名型でないかといったら、教育長の答弁のとおりで安全安心が一番なんです。安全安心を担保するためにハードルを上げた、そうしたらその条件に見合う県内の業者は数社しかないわけ。だから、そこをオール指名しに行く今、覚悟でおるわけでしょう。何も間違っていないじゃないですか、私はそれが正しいと思いますけれども、名前は指名型になるけれども、実際は幅広くプロポーザルと変わらないのではないのかなというふうに私は思いますけれども。

どうぞほかの方、続けてください。

○**浜口一利委員長** 山本委員。

○**山本哲也委員** 先ほど南川委員も河村委員も指摘しましたけれども、時間がどうのこうのというのは、僕はこの場で言うべきじゃないと思うんです。さんざん時間はあったわけです。あったのを延ばし延ばしてこの時期に議案として上げてきたという部分があるので、それで時間がないと言われても、我々からしたら、じゃ今までの時間はという話なんです。

例えば当初予定していたこの2学期から本来は始めとる予定であったものが延びて来年の4月からスタートすると、ここも極端に言ったらもう計画としてはすごくおくれでしまつとるわけですね。そのおくれとることに対して、こういうふうなことになってしまつとるんですけれども、じゃこれから先きちっとしますという話が出てきたところで、我々としてはそれどこを信用して、本当にしっかりするんやなというのを信じればいいのかということなんです。

それを保証してくださいとか、証明してくださいというのはなかなか難しいかもしれませんが、その辺に関して、これから先のスケジュールに関してきっちり守れるという10月のプロポーザルで11月に契約というのを掲げていただいとるんでしたら、そこに対するどういうんですか、保証じゃないですけども、おくれずにきっちりできて、4月からきっちりした体制の中でできるんだという約束はどういうふうに我々受けとめたらいいんでしょうか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 プロポーザルの実施要項のほうが一応でき上がっています。まだ細部詰める部分はありますが、決裁次第にはなるんですが、その中で業者選定決まって、先ほど話したような説明会に参加していただいて、それがいつまでという形でちょっと今、時期はあれですが、そのようなスケジュール的なものはこちらのほうでできております。

その中でヒアリングのほうを最終11月の仮に設定で半ばというところで行って、その中で決定していくという一応流的なものはでき上がっておりますので、あと先ほど話ありましたように、業者の選定であるとか、審査基準のほうも一応こちらのほうで学校給食に関する考え方であるとか業務運営に関する考え方、あと従事者に対する処遇であるとか安全衛生管理とかそういうところでいろいろ加点させてもらって、評価のほうをさせてもらうというところまではできておりますので、その中でこちらのほうの加点また審査する方々のところというところでいろいろ今後進めていく状況です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 計画とかタイムスケジュールというのはつくればできるもので、それをじゃどう遂行していくかというところになってくると思うんです。

なので、これまでこれだけおくれしてきた部分というところがあるので、遂行する体制にしてもそうですし、しっかりとってこれももうおくれることは絶対できないことなので、やるとなれば、その辺はしっかり教育長の管理のもと意気込みじゃないですけども、そこに対する約束を我々に対してしてもらいたいというふうには思いますけれども。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 ありがとうございます。叱咤激励をいただいたというふうに考えておるんですけども、まず当初9月の指定の予定がずれ込んだということが1点あるんですけども、これは業者の入れかえをするときに、どうしても長期の休み、夏休みあるいは春休みという期間を経る必要があるということでございましたので、当初9月の業務委託を考えていたときは調理場の設備、備品の修理とか補修を伴うものという前提で考えておりましたので、長期の8月中に何らかの工事が入ると、工事期間が長いだろうということで9月の予定をしておったんですけども、その後の聞き取り等で現状のままでも受けてもらえるということがわかりましたので、それならしっかりもう少しきちっと検討しながらやっていきたいということで、それが施設設備の修理等をなしにしたときに4月でいけるのではないかということになりましたので、半年おくれたというのはその点でございます。

今回につきましては、庁議もしっかり経ていただきまして、教育委員会だけの問題ではないというふうにおっしゃっていただきましたけれども、市全体の課題としまして上げていただいておりますので、我々も既にも

う線路は引かれたというふうを考えておりますので、それをただただ進むだけやというふうと考えております。しっかり取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 関連で、スケジュールの点です。

先ほどの説明でも来年4月実施というタイムリミットを設定して、その上でつじつまを合わせていくちゅうか段取りつけていくというふうに聞こえました。そうじゃないというのであれば、説明してください。

それで、最大の問題は行政の都合じゃないんです。学校給食を実際に食べる児童生徒、そして保護者、これの理解を得るかとかどうかというのが最大の僕は問題だというふうに思うんです。先ほど冒頭に教育長から、弁当になるんかという市民からの電話があったというふうに話がありましたけれども、市民はそこまで全く知られていないということなんです。ましてや児童、保護者にしても当事者にしてもそうなんです。

6月議会に、市長ご自身が説明責任を果たすことは極めて重要だと考えとりますと答弁をしました。これきょう決定してということになると10月からプロポーザルやって、4月実施したいというふうに皆さん言うけれども、一体市民に対する説明責任を果たすというのはいつやるんでしょうか。もうやったというふうに思ってみるんでしょうか。それとも、決まったからこういう形でやります、民間委託します、議会で決めてもらいました、皆さんご承知おきくださいという説明を市民にするんですか。

○浜口一利委員長 岩本学校教育課長。

○岩本学校教育課長 今、ご指摘いただきました点につきましては、教育委員会といたしましては議会の承認を得ていない段階で市民の方々、保護者、児童も含めてですが、に説明するのはどうかということで正式に承認された後、速やかに説明をしていきたいというふうにまずは考えております。

それから、本日に至るまでのところではございますが、市には学校給食協会という組織がございます。学校給食協会の総会にはPTAの代表の方にもご出席いただくような場ではございますので、昨年来から決定ではありませんが、今、民間委託に向けて検討を進めていますというようなことはさせていただいておるところです。また、現業職員の現場の方々につきましても、その時々必要に応じて状況を事細かに説明をさせていただいておるところです。

今回、この債務負担行為のほうを認めていただくことができたら、午前中の説明でもさせていただきましたように、まずはPTAの市P連の役員の方々に私どものほうから直接報告を兼ねて説明をさせていただきたいというふうに思っておりますし、全ての保護者の方に直接というのは難しいところがございますので、書面をもって報告をさせていただきたいというふうに思っております。

また、市民全体の方々につきましては、広報とば等を通じて周知をさせていただきたいと、そんなふうに考えております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 質疑でも言いましたけれども、それは説明責任を果たすちゅうことやなしに、こういうふうになりました、民間委託こうやりますという報告なんです。民間委託の是非についてパブリックコメントをやって、市民に公開して意見を聞くということはただの一度もされておられません。それでいいということが甚だ僕はそれは疑問です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 書面でとまずは、議会をもし今回通ればということですが、当然それでも不安やということであれば出向く覚悟はおありですか、求められれば出向く覚悟はおありですか。

○浜口一利委員長 学校教育課長。

○岩本学校教育課長 求められれば出向いて説明させていただく思いはあります。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 私も今回の件で、私は子供がいないのであれなんですけれども、同年代等々お話をいろいろ聞かせてもらいました。2点です、出てきたのは。

まず1点目は、今回、民間委託するに当たって給食費は上がるのかという心配をしていました。それは上がらないよと説明したけれども、単純にそういうことすら親御さんらはわかっていないわけです、うわさ話でしか聞いていないから。もう一点、民間に変わるならば、子供らの食の安心安全はきちんと担保されるのかこの心配、この2点、これはもう一番の親御さんたちの最大の関心事項でした。それをやっぱりしっかり説明してあげるべきだと思うんです。

安心安全のところについてちょっと聞きますけれども、今回、民間に変わるに当たっての衛生管理をどのように安心安全を担保していくのか、民間に変わって強化されるのはどういうところなのか、説明できる範囲でお願いできますか。民間の基準があるんでしょう。

○浜口一利委員長 これまでの質疑とは全く違う中で、安心安全という部分についての答弁をお願いします。

武中課長補佐。

○武中課長補佐 実際に今現在、学校給食のほうも当然、安全安心に向けての取り組みというのは行わせていただいております。ただ、今回、仕様のほうなりいろいろなところ聞き取りもさせていただく中、実際に検便であるとかというところを回数ふやして細かくチェックをしたり、当然カキの時期であるとかそういう時期にはノロウイルスのほうの検査のほうをやったりとか、現在は給食の食材のほうでのノロウイルスの調査はするんですが、検便の中でのノロウイルスのほうは行っておりません。その辺の義務づけであるとか、あとインフルエンザ含めそういう感染があった場合、現在こちらのほうで指導している部分については、職員がというところでのものになっているんですが、今後こちらのほうで設けさせていただく部分につきましては、職員だけじゃなしに家族のほうもそういう感染があった場合は出勤を停止するとかいうところで、まず衛生管理のほうをきちんと確認させてもらった中で行う予定でおります。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 ということは、今までもしっかりやってもらっているけれども、もし民間になるならばそれ以上の高水準の衛生管理をする準備があるという解釈でよろしいですね。

以上です。

○浜口一利委員長 安心安全のためにはということなので、関連。

濱口委員。

○濱口正久委員 先ほど来ずっと出ています二、三年前から教育長ずっと議論されて、教育委員会の中で試行錯誤されてきたと。29年には施設を見ていただいて、そこからいろんなことが始まったというふうに思ってい

るんですけれども、奥村委員も言われた指名型プロポーザルに決めたところでは、議論はおおむね教育委員会内で行われてきたというところが非常に不透明なところが今ぼつと出てきたところだと思うんです。それは管理、給食業務にずっと携わってきた教育委員会としては、管理に関しては私はプロだと思っているんです、今までずっとやってこられたので。安全に関しては非常に厳しいと思いますけれども、その中でそういうふうに各委員の皆さんが指摘するように、なぜこの時期までこういうふうに体制を放っておいたのかと、今になってこういうふうにつけてやってきたのかというのが大きな疑問があったわけなんですけれども、それに関しては教育長も最初から説明していただいたので、ある程度はおおむね私なりには理解はさせていただきました。

ただ、指名のプロポーザルの中に基準を非常に厳しく設定されております業務に関しては、3年から5年以上の集団調理業務を経験することとかいろいろあります。今、非常に心配なのはこの4月にあわせてタイムスケジュール的に本当に間に合うのかどうなのかというのが、多分私ら以上に保護者は不安だと思うんです。この不安をまずこの議会できちんと教育長の強い決意で解消していただかないと先へ進まないと思いますので、すみません、とめ直しになりますけれども。

○浜口一利委員長 教育長、再度そのあたりを。話が何か前へ戻っていった感じなので、もう一度お願いします。

○小竹教育長 タイムスケジュール的というお話でございますけれども、先ほどから出ております3社の聞き取りの中では3社とも言うこと違うんですけれども、うちの会社は3カ月猶予をくださいと、決まってから3カ月あれば十分できますと。もう一社は5カ月と言っておるところもございましたけれども、おおむね先ほど申し上げておりますが、11月の業者決定があれば3月の末の春休みです、この期間に十分間に合うということは我々としては確信しておりますので、何とかこの議会の承認いただいてからプロポーザル、それから指名ということでこの11月の頭には、できれば10月にしたいんですけれども、必ずやり遂げたいというふうに思っております。

それから、ここへ至るにおくれた理由は先ほども申し上げておりますが、これ一に私の行政的な知識とかそういうところが不足しておりましたので、私の指示が至らなかったというのが一番でございますけれども、いろいろ試行錯誤しながらやっていたのは確かなんです。業者に聞き取ったりとか、直接調理場にも出向いたり、あるいは県内ほぼ一円電話等で状況を聞き取りをさせていただきました。それをまとめて教育委員会の決定としてさせていただいたのは4月の段階でございました。そんなことでそれから準備させていただいているのは現在というふうに至っておりますので、その辺のところは冒頭に申しましたようにご容赦いただきたいというふうに思っております。これは議員の皆様におわびするというよりも、先ほどから出ておりますように市民、保護者の皆さん、それから調理場でこれからどうなるんやろうと心配されている皆さんには、本当に心からおわび申し上げたいというふうに思っている次第でございます。

○浜口一利委員長 ちょっと待ってください。

これまで1時間経過がしているわけなんですけれども、事業を進める点のいろいろ不備とかというのは各委員から質問は出た、一応まだ出尽くしてはいないとは思いますが、今、河村委員が言われた安心安全とかという話があればそのあたりに絞って質問をいただけたらと思うんですけれども、どうでしょうか。できたらそのような方向でお願いします。

濱口委員。

○濱口正久委員 その続きで安心安全で、要は4月に教育長おっしゃったように民営化、このままでいくと安心安全が保証できないということをおっしゃったので、私たちが望むのは子供たちの安心安全がやっぱり一番です。それについてしっかりと取り組む姿勢をきちんと見せていただきたいというのがもう一点あったので、そこだけです。もうそれがきちんとできるというものを強い決意を見せていただかないとタイム的には間に合わないとは僕は思ったので、その決意一言だけだったんです、僕は。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 もう一言と、本当に一生懸命取り組ませていただきますというふうに申し上げるしかございませんが、有言実行でまいりたいと思います。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 学校給食の安心安全ということで、私もずっと学校のアレルギーの給食について質問をしてまいりましたし、また文教産業におらせていただいたときには、かもめ幼稚園の弁当から給食になったということでそういう経過がございまして、今、子供たちのアレルギーが非常に多くなっているというのは実情だと思います。そして、小学校以前でしたら小学校までのアレルギー対策があったと思いますが、それは入学する前にきちんと安全対策をされているということで、親御さんとの接触もきちんとされて記録もきちんとされとること、お一人お一人のアレルギー状態を把握されているということは確認させていただいております。

また、幼稚園に関しまして、保育所から幼稚園に上がる時の準備段階というのもあるかと思いますが、そのときの安全体制についてもここで本当に命にかかわってくることでありますので、またこの民間委託ということになった場合にはその点のところの答弁もいただきたいと思います。

○浜口一利委員長 学校教育課長。

○岩本学校教育課長 まず、今アレルギー対応のご質問いただきましたけれども、委員ご指摘のとおり、小学校入学前の段階では従来どおり保護者からの聞き取り、医師による証明書等をもとに保護者、学校、教育委員会が当然、中央共同調理場の栄養教諭も入りながらどういう対応をしていくかということで協議した上で、きちんと除去食等の対応をさせていただいております。

また、幼稚園におきましても同じ中央共同調理場の給食を食べてもらっておりますので、ちょっと段階が年齢的に小さくなりますけれども、同じような対応をさせていただいております。

また、来年度以降、民間委託になった場合におきましてもこの対応については変えることはございませんので、従来どおり調査とか子供たちの状況を聞かせていただいて、またその聞いた内容を実際つくってもらう民間業者とのやりとりをさせていただくということですので、保護者の方にとってはそういった部分での安心安全には変わりがないというふうに考えております。

○浜口一利委員長 坂倉委員、よろしいですか。

○坂倉広子委員 はい。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 安心安全のほうへ入ってしまったんですけれども、それも関係ありますので、プロポのところ

もうちょっと質問させてもらいます。

指名型プロポやって、先ほど数社指名するという話があったんですけども、最終的にプロポをやって公募が最後まで残った業者が1社となった場合にその1社で決定するのか、その辺のところをお聞きします。あとの業者が辞退したということ。

○浜口一利委員長 そういう想定でしょう、そうなった場合ということでしょう。

○南川則之委員 その可能性がある。

○浜口一利委員長 可能性があるということ。

後ほど答弁もらいましょうか。

○南川則之委員 いいです、私、質問変えます。

○浜口一利委員長 今の件ですか。

副市長。

○立花副市長 ちょっと私が発言するのはあれなんかもわからんけれども、ちょっと思いつかないからだと思うんですけども、私は市場調査をしたのもそこやと思うんです。受ける意欲がありますか、受けられますかというふうなことで市場調査をしていると思いますので、そのところの反応とかその辺のところ情報提供していただければ、私はそれで1社になるとかどうのこのちゅうのもわかるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 副市長は言われましたけれども、それでも実施計画書できとることなんですけれども、仕様書見たりとかして最終業者が本当に乗ってくるかどうかというのは、不確定な要素があると思うんです、たとえそういう応募したい気持ちがあったとしても。

それで、最終的にそういう1社になる可能性もあると思います。そのときに私、無理言う話じゃないんですけども、1社になっても教育委員会がきちっと担保できる最低水準というのを多分持たれとと思うんです、さっき言ったように。そのきちとした水準を確保できて、それ以上のものを選択すればいいんじゃないかとは思いますが、その辺の気持ちがあるのかどうかというところを聞きたかったわけなんです。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 指名型のプロポーザルに応募していただいた時点で、基準はクリアしている会社が来るというふうに思っておりますので、その中からたとえ1社になったとしても申し込んできた時点で、もう既に我々の基準はクリアしているのではないかとこのように考えますので、たとえ1社になりましても私どもの要求に合致すれば当然やっていただけるというふうに考えています。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 なぜそういうこと聞かかいうと、今いろいろ今年度の話もあるんですけども、バス事業の中で1社になつとるところもあって、奥村委員言うところの競争性の問題というんですか、そこを監査のほうからいろいろ指摘があってそれでいいかどうかという話もありますし、今は本当に安全安心というところを担保できるかという貴重な話の中で、きちとした水準を守るような業者をというのは先ほど言ったようにそういう業者を選定するんやから間違いないと思うんやけれども、その仕様内容とかそんなところ含めてきち

っとそれを守れるかどうかの担保も必要やと思いますので、きちっとその辺は考えてほしいなと思います。

(「関連で、安心安全で」の声あり)

○浜口一利委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 きょう提出された教育委員会のレジメによりますと、参考資料ナンバー3で、安全安心な学校給食の提供で1と2とあって、1が危機管理体制の確立とあって、民間委託した場合、学校給食の安定した提供を行うために必要な職種及び有資格者の人員配置が見込める、だから安心安全が担保されるんだという記述です。

先ほどの前段の説明でこの表が示されて、現在の調理員は正規職員4名、嘱託職員5名、臨時職員3名で12人、これが委託する場合は職員体制として6書いてあります。フルタイム職員4名、パートタイム職員3名で一番上に調理管理責任者とありますけれども、この人はどういう役割を果たすのでしょうか。

○浜口一利委員長 岩本学校教育課長。

○岩本学校教育課長 調理責任管理者は先ほど午前中のご説明でもさせていただきましたように、調理師資格を持って、ともに調理をするということも一つの前提になっておりますが、一番大きな役割といたしましては民間委託業者の責任者という立場になりますので、私ども市のほうまた栄養教諭のほうとの連絡調整をしっかりとさせていただく民間業者の代表という役割が大きく位置づけられるというふうに考えております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 大体はそうなんですけれども、さっき答弁のあった調理もするという答弁でしたけれども、これは国のほうの指針ではできないということになっております。現場管理を責任を持ってやって、そして調理にタッチして調理を同じようにするということはできないということになっております。仮にできたとしても、11人です。調理管理責任者を除けば10人ということになります、そうですね、違いますか。フルタイム職員4名、パート職員3名、これで7人でしょう、厨房調理管理者、栄養士これだけで3人ですから10人ですわね。

そして、仮に調理管理責任者も本当は国のほうでできないということになつとるけれども、しとるところも多いそうです、調理も一緒になって。仮にしたとしても11人です。現在は市の場合は10人ないし13人でやっております。1人ないし2人減れば、当然安全管理はセーブされるんじゃないかと思うんですけれども、そうじゃありません、必ず担保できますという根拠といいますか、あなた方の確信はここにありますかというのをちょっと報告してください。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 まず、先ほど管理者のほうができないというところについてお答えさせていただきますと、労働派遣者事業と請負により行われる事業との区分に関する基準というのが37号告示のほうで、厚生労働省のほうから出ております。その中の質疑応答の中に、「請負事業者の管理責任者が作業者を兼任する場合、責任者が不在となる場合も発生しますが、請負業務として問題がありますか」の中に、通常作業をしていたとしても、これらの責任を果たせるのであれば特に問題ないという形で、兼務については問題ないという記述のほうもうちよっと長文なんですけど、記載はされております。

あと、職員の配置のところなんですけど、パートタイム職員等の換算が入っていますので、3名という中には

実質、午前午後の8時間換算でやっているというところがすみません、ちょっと資料のほうで錯綜している部分がありますので、実質働く人数というのは違ったりします。

あと、今回もし業務委託のほうをさせていただいた場合のことなのですが、当然、調理の内容であるとか先ほど話あったように担当者が不在の場合は副責任者を置くとか、あときょうの調理に関して人数がかかるとなりましたら当然こちらのほうの発注は給食をつくるというところの発注になりますので、業者のほうと当然打ち合わせさせてもらいながら、じゃその日は通常10人態勢が例えばですが、12人、13人という形でふやして、作業工程なり人員配置のほうは業者のほうが考える。逆に、学校のほうでテストであるとかそういうところで給食数が少ないとなったときには人数を若干減らしながらとか、いろいろフレキシブルに体制のほうをとっていただけると考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 今回の共同調理場は栄養職員さんが1人別室にこちらにいらして、あとは正規職員と嘱託職員、臨時さんで全部現場でフル回転して、そして2時間でつくらなければなりませんので、それをやっとするわけなんです。短時間で届けなければ、つくってから2時間で届けなければいけないから、そういうフル回転やっとするわけなんです。先ほどのこの資料によると、僕らはこの資料で判断するもので市のほうは12人、これで10人、11人、それで1人ないし2人減るやないかと僕は言うたんですけども、市のほうの13人というのはこれはいろいろ違うというような話でした。

調理管理責任者というのは現場でそれを受けた請負会社が責任持ってやらんならん、それを全部統括する最高責任者なんです。ですから、この最高責任者が自分で全時間を調理に費やしとるということは事実上できないんです。それはもう偽装請負ということになるわけ、だから国のほうはそれ指導しとるんです。ですから、民間会社だから大丈夫だ、安全安心大丈夫だとそういうふうにあなた方は何ていうか寄りかかるけれども、果たしてそれでいいのかという疑問は僕は残ります。

二つ目ですけれども、給食の質は民間に調理を任しても変わらないと議会でも学校教育課長の答弁もありました。この文書にもその質は変わりませんというの出ておりました。今の味というのはそれは変わらない、味も見た目も変わらないというふうに判断してよろしいんでしょうか。安心の面から言うと、子供たちが今まで食べていた給食の共同調理場の調理員さん、職員さんがつくった味、これが変わらないというに判断してよろしいんでしょうか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 先ほど来皆さんに何回もとめる話もちょうと一部させていただきたいと思うんですが、委託になってもまず栄養士が献立を立てるところは変わりません。食材も変わらないという点の中で、あとは言われるところの味の部分というのは火かげん、さじかげんいろいろなものによって変わる可能性はあると思います。ただ、調理に携わる方も一応調理師の資格を持ったきちんとしたプロの方が来ていただくほか、経験年数のほうもうちのほうは入れておりますので、その辺はまず大丈夫かなと。

ただ、委員のほうが心配される部分というのは、今いる中央調理場の職員さんの長年のものというところはやっぱり危惧される部分かなというふうには感じます。ただ、その中で栄養士のほうがまず献立のところ为例

例えばしょうゆがどれだけであるとか、水の量がどれだけやというところの中で現場である調理員さんのほうが味つけをいろいろ模索しながらつくり上げている状況です。例えば肉じゃがなんかつくる場合でも、しょうゆの量であるとかそういうところというのはまず指示書のほうで今も同じなんです、まずつくります。現場のほうでちょっとしょうゆを控えるとか、そのときの水の量とかいろいろなものになりますので、その辺はかげんが出てくるんですが、まず配置されている栄養士のほうもこちらのほうは入れておりますので、その栄養士の中での最終判断であるとかいろいろな味つけのところもありますし、仕様書のほうに例えばしょうゆ1リットルを900でいいなら900という形で次のオーダーは変わってきます。どんどん積み重ねはあると思います。

最後に、味のほうは確認という形で今いる栄養教諭のほうがさせていただきますので、その中で大きく味が変わるとい点はないと考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 私が聞いたのは、今、栄養職員さんが現場の調理員さんと毎日この味もうちょっと薄い、辛いそういうことを味見をして一緒につくっております。そういうことが現場へ行って、味見をしながらということとはできるんですかと聞いたんです。できますか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 最終チェックにはなるんですが、当然チェックが入って完成となりますので、途中の段階であるとかというのは当然危惧される部分で委員のほうからご心配のお声やと思うんですが、その辺もこちらのほう詳細なまず事前に調理工程も含めてさせていただいておりますので、それで作る以上は特に問題はないと考えております。

○戸上 健委員 ということは、途中で味見をする仕事はできないということでしょう、指導書によってするという事ですから。

○浜口一利委員長 先ほどから、多少は違うかもわからんけれどもというような答弁があったと思うんですけれども、まだ戸上委員の質疑の最中なんですけれども、もう1時間半と……

○戸上 健委員 これで締めます。

○浜口一利委員長 そうしたら、もう一度。

(「今ので」の声あり)

○浜口一利委員長 答弁ね。

学校教育課長。

○岩本学校教育課長 今の委員さん言われた調理途中で指示ができないという話につきましては、直接、民間委託の調理員には栄養教諭のほうは指示はできません。それはそういう契約になっておりますのでできません。

ただ、現場の調理員の方とか現場にいる栄養士の方が今回のつくっている中で、ちょっと味が気になるというようなことも当然出てくるかと思うんです。出てきた際につきましては、現場の責任者の方を通して調理途中であっても、栄養教諭とやりとりをする中で栄養教諭もそこでまた味見をしながらちょっと味を濃くするか薄くするのかわかりませんが、調整をするというようなことは途中でできるというふうにはなりますので、

そのあたり途中は何もできないということではないということでご理解いただきたいというふうに思っていますし、……

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それはちょっと判断の分かれるところで、兵庫県の学校給食の場合は途中でそれをしていて、労働基準監督署からは正措置が出たと、偽装請負37号に違反するというそういう事例もあります。

ですから、中間検査とそれから最終検査をするわけです、栄養職員さんが。それで、最終検査で栄養職員さんがちょっと味薄いなどというようなことになっても、もうでき上がっている給食ですので、すぐには運ばなきゃいかんと、ですからそれをもう一遍手直しするということではできません。ですから、この鳥羽の味がそのまま質も味も変わりませんということは断定はできないということです。それ言うときます。

○浜口一利委員長 安心安全という部分でまだ質問がありそうなんですけれども、それ続けて。

○山本哲也委員 安心安全というところで1個だけ確認というか、聞かせてもらいたいんですけども、これまで先行して行っている民間委託のところでその安心安全に関する問題があったとか、逆に保護者から不安が上がって、移行する際、上がった課題とかそういう不安とかというのを今回先にふたができてくるかどうかということについてはいかがですか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 電話の聞き取りも含めいろいろと調理場のほうの所長であるとか聞かせてもらう中、当初同じようなところというのは多分どこも心配はされている部分かと思うんですが、変わった後、特にそういう話は聞いておりません。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

○浜口一利委員長 続けて聞きますか。休憩しましょうか。

(「あとどれぐらいのボリュームか聞いたらええ」「まだたくさんあるんやったら」の声あり)

○浜口一利委員長 質疑はまだ十分ありますか。

(「全然私は体力的には大丈夫です」の声あり)

○浜口一利委員長 大丈夫ですか。

10分間休憩します。

(午後 2時27分 休憩)

(午後 2時34分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き質疑を始めます。

続いて、質疑をお願いします。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、先ほど戸上委員が言われた安心のところの味についてですけども、討論みたいになってしまいますけれども、私、別に教育委員会をかばうわけで何でもございませぬけれども……

(「親の立場として」の声あり)

○濱口正久委員 そうです。味について、私自身も調理をする側として言わせてもらおうと、きょうとあしたとさつきと今とで同じ料理をしても同じ味になるかと言われると、なかなか難しいんです。というのも、食材とか火かげんとかいろんなタイミングとかによって味が微妙に違ってきますので、大体似通った味はできると思うんです。調理員さんのその都度できないということもあったとしても、現場の子供たちの声ですぐに反応はわかると思うので、それは反応できると思いますけれども、直ちに同じ味が保てるかというはできますというのは非常に言いにくいと思うんですけれども、似たような味は保てると思うんです。調味料等々、塩分濃度とかいろんなものに関して数値化されてくると思いますので、それは似たものができると思いますけれども、食材もきょうとあしたと違ってきますので、若干水分量なりいろんなもの変わってきますので、その辺のところは私は別にかばうわけではないですけれども、親の立場としてそこら辺は守られると言われると若干違うけれども、それに似たようなものは保てるというふうに僕は思っていますので、何か討論みたいになってしまいましたけれども、申しわけないです。

○浜口一利委員長 質疑はよろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 別に反論するわけじゃないですけれども、今まで鳥羽の場合、調理員さんの現場で調理員さんと一緒に栄養職員さんが出入りして、そして味をそれぞれ決めてきたということなんです。今後は栄養職員さんが現場に立ち入るということはできません。先ほど答弁あったように、現場の栄養管理員が事務所へ来てこの味でよろしいかと、そういう指示書どおりにしましたという形でしかできないということなんです。それでいいんだろうかという僕の問題提起だったんです。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 戸上委員が心配なさることも、それがすぐにばちんと決まるかというたらなかなか今までチームでやってきた味を再現するのは難しいとは思うんです。時間をかけてさっきの栄養教諭が味見をするし、検収もするわけですよね、この給食の味はどうかというところも毎回やっているはずなんです。

例えばそういう折を見て子供たちからヒアリングをしてどうだということも取り入れて、なるだけそういうものに近づけていく、何が理想なのかは理想のラインというのは難しいですけれども、そういったことも柔軟に対応していくように、もし民営化になれば指示することは可能ではないのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○浜口一利委員長 岩本教育課長。

○岩本学校教育課長 今、委員ご指摘いただきましたように、民営化になりましたらそういったように食の安心安全等、味のことも含めて子供たちの声も聞きたいというふうに思っております。

○河村 孝委員 以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 もとに戻って、プロポの話をもう一度戻ります。これは安全安心のところもあるんですけれども、プロポで業者を選定するときにその中身というんですか、それ以外に大規模な災害に対応するような業務というのが必要やと思うんです。特に東中学の場所というのはそういう災害の拠点の場所となって、炊き出しも含めて調理場の場所というのはそういう炊き出しの拠点となる位置づけをされる場所やと思います。

このプロボの実施要綱できとって、仕様書もできとんかわかりませんが、その中にきちっとそういった災害時の対応というのを明記されとるかどうか、お聞きします。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 委員のご質問のところの大規模災害が発生してというところなんですが、仕様書のほうに、そういう場合は、炊き出し等調理必要になったときは受託者は教育委員会の指示のもとに協力することという一文は入れてあります。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 それは今回、予算を盛ってもらったとる1億何ぼの中に含まれとるという解釈でよろしいですか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 一応そこは明記してあって、そこの中でのことになりますので、特に問題はありません。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

それと、先ほど課長の説明の中に民間委託した業者が何らかの理由で撤退したとかやめていったとか、年度途中で会社が潰れたというときに、保証という話をされていたんですけども、きちとした履行の保証人というんですか、契約時に立てるということであつたと思うんですけども、その辺の内容についてもう少し詳しく教えてください。

○浜口一利委員長 継続性の問題についても大事なところかと思しますので。

武中課長補佐。

○武中課長補佐 まず、仕様書のほうの話をさせていただきますと、ちょっと余分な話もちよっとさせていただきますんですが、災害補償についても当然加入するであるとか、保険のところ受託者のほうが食中毒とか事故があつた場合は生産物の賠償責任保険のほうに加入していること等も明記させていただいているのと同時に、あと何らかの形で業務が停止になった場合、日本給食サービス協会というところに加入しているのが条件とさせていただきますまして、その業務のほうが困難になつても受託業務が継続できるように代行保証事業に加入というのが事業所の中の選定の項目になっていますので、問題はないかと思ひます。

以上です。

○浜口一利委員長 できるということです。

南川委員。

○南川則之委員 そういった一連の保険も含めて、今回の予算となつたという理解でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○南川則之委員 ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 今回の民間委託の最大の眼目、何で民間委託するのかということで質問に対する執行部の答弁は、安定供給とコスト削減だということでした。冒頭のそちら側の答弁でも、現業職員をずっと15年から採

用していないためにということでした。これもコスト削減です。教育長も、答弁では体脂肪を絞りに絞り切っておりますという答弁をされました。コスト削減についてお聞きします。

果たしてどれだけ削減なのかと、最終的には150万円というのが正式な答弁でした。そこでお聞きしますが、政策会議、市長、副市長出られて幹部の民間委託を最終決定した会議ですけれども、7月16日の政策会議に提供された学校教育課の資料による直営方式と民間委託の試算による人件費のコスト削減見込み額750万円と出ております。政策会議ではこれで了承されたというふうに思うんです。

ところが、僕の議会答弁750万円と答弁すると思うとったもので、市長はよう答弁せんだけれども、教育長が150万円と答弁したものでちょっと僕はびっくりしてんけれども、コスト削減については30年11月8日では470万円、31年4月9日の資料では300万円、7月16日は先ほどの750万円、この間の答弁は150万円と二転三転しておりますけれども、どれが一番正確な数字でしょうか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 今出させていただいている150万円というところが最終的なところではあるんですが、実際にプロポーザルの中で今、設定されている金額のほうが少しでも安くなればそれ以上のものになっているので、今現在、最大のほうがというところでご理解いただけたらと思います。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 750万円のときは人件費での比較のところでしたので、そこから消費税とか先ほど来話のある衛生管理費とかいろいろなところを加味したところの最終的なものが150万円というところですよ。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 150万円のコスト削減ということですが、30年決算きのう僕ら全部終わりました。そこで出た学校給食に関する経費、総額幾らになりましたでしょうか。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 にわかにはわからないようなので、また調べたいと思いますけれども、僕ら議員はきのうまでやっとならぬものであなた方の該当の数字やけれども、総合計で446万8,676円です。人件費合計が4,126万円、それから消耗品費の合計が320万円でこの二つで4,446万円になります。債務負担行為で現在出ているのが3年間で1億3,620万円ですから、1年間で4,540万円の上限の債務負担行為ということになります。

そうすると、30年度決算からすると、150万円のコスト削減どころか逆に100万円多いんじゃないですか。どうして150万円削減できるという計算になるんですか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 すみません、ちょっと正確な数字がないところでの答弁になって申しわけないんですが、まず今回、中央共同調理場の予算のところとあともう一つ学校給食のほうの予算のほうに充てられています。その中で、学校給食のほうの予算のところと中央共同調理場の予算の部分のところも入っておりますので、ちょっとそのところで計算をしてみると、ほぼニアリーになるような数字になるかと思うんですが、例えば学校給食のほうの予算のところ、検便であるとかそういうところの予算は全てそちらのほうに盛ってあったりして単純に精査するとちょっと違う話になってしまうので、そこだけよろしくお聞きしたいと思います。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 その150万円のコスト削減になると、浮くという根拠なんです。それを先ほど学校教育課長の答弁では、プロポーザルがあるので、詳細は報告できませんということでした。しかし、一番勘どころの数字を議会に報告できないというのは、果たして我々が諾否を判断するときにはこれは可能なのかということになります。ですから、150万円削減できるという数字的な根拠、これ説明してください。

○浜口一利委員長 岩本教育課長。

○岩本学校教育課長 先ほどご説明させていただきました平成30年度の予算と令和2年度の民間委託をした際の予算でございますが、平成30年度につきましては人件費と衛生費、消耗品費というふうに先ほど午後に配らせていただきました私の説明の原稿でいきますと4ページの中ごろになるかと思うんですが、そちらのほうで書かせていただいていますように、平成30年度は人件費と衛生費、消耗品費、それから令和2年度の試算につきましては、人件費、衛生管理費、消耗品費等の運営費等に消費税を加えた額を比較をさせていただきました。

そちらで今回、債務負担行為で1億3,620万円の補正をお願いをさせていただいておりますが、今年度につきましてはゼロ円の補正ということになりますので、3年間分を単純に金額割っていただきますと4,540万円ということになります。その4,540万円と平成30年度の費用を比較しますと、約150万円の削減になるということでお答えをさせていただきました。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 30年決算は僕らが今やったところですよ。そして、正職員3人という計算です。ですから、人件費が嘱託・臨時職員含めてですけども、4,000万円を越すわけですよ。正職員が2人退職しますので、民間委託する来年の4月の段階では正職員2人分の人件費が浮くということになります。違いますか。その時点で対比すべきではないでしょうか。違うなら、こう違うというふうに説明してください。

○浜口一利委員長 岩本教育課長。

○岩本学校教育課長 平成30年度の予算と比較しておりますのは、安心安全な給食をつくるための体制が正直、現在のところでは厳しい状況もございまして、平成30年度の正規職員4名の体制がもうぎりぎりのところであるというふうに考えておりましたので、平成30年度と令和2年度の民間委託した際の費用を比較をさせていただきました。

また、令和2年度の民間委託をした際にも、先ほどもご説明させていただきましたが、こちらの部分の調理管理責任者を含む4名につきましては正社員でというふうになっておりますので、人件費等につきましてもそれなりの金額を見込んで考えさせていただいております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 実際、民間委託するのは来年の4月からですよ。ということは、来年の4月時点で、もし直営を続けているのであれば幾らいるのかということが算定のベースにならなきゃいかんというふうに僕は思うんです。そうなりますと、正職員2人退職しておりますから、今大体700万円前後ですよ、1人。1,400万円、来年の4月になると消えるということになります。

あなた方はそれは今まで現業職員の正職員を採用していなかったからそういうことになってしまったんです

けれども、実際は市の財政支出というのは、直営を続ければそれだけ減るということになります。嘱託職員を2人から3人雇わなければなりませんから、1,400万円丸々減るということはありません。嘱託職員で平均236万円ですから答弁あったように、ですから500万円弱。ですから、1,000万円前後削減ということになるわけなんです。その時点と比べれば、コスト削減というよりも民間委託したほうが1,000万円以上コスト増になるのではないかというのが僕の計算なんですけれども、それはここが間違っていますというのであれば指摘してください。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 ご指摘のように正規職員が2人おやめになる、定年退職されるわけなんですけれども、やめられるのかわりの方が嘱託職員やったり臨時職員では、もう給食の調理業務は成り立たないというふう考えとるんです。ですから、正規職員を雇わないと我々としては安全な給食の業務ができないというふうに考えておりますので、正職員が2人やめて、嘱託職員を2人入れるというそういう金額ではなしに、正職員が2人やめたら新たに正職員を2人雇わないかんというベースで比較いたしますし、それから新しく雇う正職員につきましては年齢にもよりますけれども、当然だんだん給料もふえていきますので、通常我々は平均給与で計算するのが妥当ではないかというように考えております。ですから、正規が2人やめるから臨時2人雇って予算が減るのではないのではないかということは、僕は違うのではないかというふうに思っております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 仮に正規職員2人やめるから正規職員2人補充してというのは、今3人なんです。ですから、教育長おっしゃるように、本来は4人要するというのを今3人でやとるんです、事実上。それで、2人やめられて、2人正職員で採用して、すぐに採用して1年目は270万円と課長答弁したとおりです。平均をとらなきゃいかんということで536万円です。ということは、2人で1,000万円ということになります。今よりも400万円これで減ということになるわけです。正職員で雇用して、平均を初年度から支給したとしてそういう額になります。

ですから、コスト削減というので150万円減というふうに言うのとるけれども、実際は来年の4月からすれば民間委託をする額のほうが大きいと言えるというふうに思うんですけれども、どこか間違っておりますか。直営方式を続けていって、それからおっしゃるように正職員を雇用した場合です。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 確かにコストの比較をする場合に単年で行うのか、長期的に見るのかという点がございます。確かに委員おっしゃられる部分で単年で直近でというところではそういう回答になるかと思うんですが、本来雇っている先ほども話しました500万円強の金額のところと比較をしていくと、人件費の抑制にもつながる民間委託のところの比較で行けば、今後のところでもコストの削減が図れると考えます。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 執行部の僕に言わせれば甘い計算だけれども、それでもコスト削減というのは150万円に過ぎない、鳴り物入りで民間委託と言うちよるけれども、コスト削減というのが目標だと、目的だということ言うのとったわけで、直営方式を潰してまで150万円のコスト削減を果たしてせないかんのかと、これは僕は疑

問です。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 戸上委員おっしゃるように金額ベースで言うと150万円、30年度と比較して。認識の違いだと思うんです。戸上委員は30年度十分チームで頑張ってきたという認識でいるわけです。本当にそうですか。平成21年から正職員7人、嘱託3人、ずっと職員定数計画で減らしてきて、教育長の答弁もあったようにぎりぎりまでそぎ落としたのが今の3人の状態なわけです。これ本来の僕、数ではないと思うんです。突発的にぼんと休みが起こった、どういう対応していますか、現場で。もう正直に話したほうがいいですよ。

○浜口一利委員長 岩本教育課長。

○岩本学校教育課長 平成30年度の4名体制というのは、当然十分な体制というよりはもうぎりぎりの体制でやってきたというのが正直なところです。

今、委員ご質問いただいたように、急な職員の休み、年休等を取得した際にはどうしても人手が足りなくなってきましたので、朝早くから来ていただくようお願いをして、給食を間に合わせるというようなこともしてお願いをしておりましたし、学校教育課の職員、先ほども言っていましたけれども、所長である武中補佐のほうを手伝いに午後のほう、行かせていただいたり、また栄養教諭のほうは見るに見かねてというか手伝いに入ったりというようなことで、本当に何とかしのいできたというのが正直なところでございます。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 私も今答弁あったとおりでと認識しております。30年度から令和元年度にかけて、正常ではないんです。異常な状態、そこをボーダーラインにしてしまうとそれでいいのか、本来はそういう形ではないはずなんです。それが安心安全を担保する、今のおつてくれとる人たちが頑張って頑張って何とか支えてもらうのがここまでやというふうに私は認識していますので、もし正職員で直轄方式でやるんやったらもっと職員をふやして、ちゃんと正常な形で回せるラインまで戻さないかんのです。やっぱりそれを考えないとだめです。

以上です。

(「関連で」の声あり)

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 一つ確認ですけれども、来年度2人退職されるという中で、その2人の退職者が再任用というか正規の職員として採用してほしいという意向があるというような以前から聞いていたんですけども、その辺の話はどうなるとるか、教えてください。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 一応保育所のほうへという話は聞いておりますが、ただ以前、聞き取りさせてもらってる中では民間業者さんとの兼ね合いもまた出てくるかと思っておりますので、まだ手は挙げていてもというところも以前はあったということ聞いてはおります。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 ということは、時々のには再雇用の申請をされて、3月までの時点の中でいろいろ本人が検討されるという状態におるといことですね。ありがとうございます。

ということは、河村委員言われたんですけども、先ほど保育所という話が出たんですけども、実際に再雇用になれば正規の扱いをされるということで、今本当に厳しい状態で働きながらもやっていただいとるといいう経緯があつて、補佐が手伝いはされとるんですけども、十分来年度ももし再雇用で雇えたら現状としては直営で成り立つと思うんです、厳しいながらも。そういったことも考えながら議論をしていく必要もあるのかなと思いますけれども。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 おっしゃられる部分でちょっと教育委員会のほうの考えにもなると思うんですが、あくまでも延命策でしかないかなという部分にはなります。

ただ、先ほど来、話ししている中で教育委員会のほうのスタンスとしましては、安全安心を第一に検討させていただいております。言われるところ同じ人数でやれるんならというところではありますが、皆さん過去にもけがをされたりとかいろいろなことがあります。その都度対応を苦慮している部分もあります。また、職員の責任的な意味合いを持つ中で主となる職員というのが1名になるというところで、そこの中ではまた関係性等も問われる話になりますので、教育委員会としては継続していくのには困難であると考えております。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

そういうことも含めて冒頭教育長が言っていたように、きちっと現場の声を聞くとかあるいは現業職の声聞くとかそういったところを含めてまだまだ周知の足らんところもあると思いますので、しっかりと声を聞きながら相手の意向も含めて結論出してやってほしいなと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 南川委員の指摘もそのとおりだと思います。

でも、ここでもうこれだけ長い議論しているわけですから、ちゃんとやっぱり持続可能な形はどういうことなんだというのを議論していかなきゃならないと思うんです。その中で民間委託という選択肢を教育委員会としては選択してもらったという方向性なので、僕はその方向性間違っていないというふうに思います。

それと、先ほどの突発的な話、休みの話なんかでも、民間にもし委託した場合に先ほどちょっと答弁にありましたけれども、学校給食業務代行保証これの中身について、例えば労働争議があつたり業務停止、調理に携わる人が例えばインフルとかノロのそういうのが出てだめになつたと、調理業務に携われないというときにどういふふうになりますか、教えてください。

○浜口一利委員長 岩本教育課長。

○岩本学校教育課長 日本給食サービス協会というのに加入を条件とするというふうに先ほどお話しさせていただきました。いわゆる民間委託事業者のほうに火災であるとか労働争議、業務停止等の何らかの事情によって給食を調理する業務の全部または一部の業務の遂行が困難となつた場合、また受託業務の継続ができるように、学校給食業務代行保証事業というのにその日本給食サービス協会に加入していると同時にその保証事業にも入

っておりますので、かわって給食をつくっていただけるということで、安定した給食の提供ができるというふうに考えております。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 要するに今突発的にそういうことが起こったと、今の状態で職員出すといったって限界があるでしょう、対応できますか。今の直営の方式で、今の正職の数でできないでしょう。だから、民間に移したときにそういうメリットもあると、ちゃんとそこが変わってそこを保証してくれると、保証というよりはちゃんと給食を提供できるような体制を整えてくれるという制度がその保証制度で間違いないですね。声出して答弁したほうがいいですよ、記録に載らんから。

○浜口一利委員長 岩本教育課長。

○岩本学校教育課長 そのとおりです。

○河村 孝委員 以上です。

○浜口一利委員長 他に。

濱口委員。

○濱口正久委員 安心安全で教育長、調理現場のことについてさきに触れられました。その中で管理体制が非常に重要というふうな話をされましたけれども、中央共同調理場の債務負担行為の中に施設管理等含まれていませんけれども、これは調理業務のみということで、もし何か施設の維持のときに不備があれば安心安全にかかわるので、そのときはどういうふうに対応されますでしょうか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 大きな予算を伴うときは、これは教育委員会の予算で施設管理いたしますが、ちょっとした手直しで直るような場合についてはその施設管理者がやってもらうということになっています。

ちなみに現在ですと、武中補佐が呼ばれて、ちょっとこれ動かなくなったという補佐が飛んでいくというような状況ございますので、冒頭申しましたように調理現場の中で臨機応変に対応できる体制ということになると、民間の体制が現在ではベストではないかと思っています。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 といいますと、今後、民間委託したほうが今教育長の答弁あったように即座に対応できるということですね。大きなものに伴うことになれば教育委員会で協議して対応するということで。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 そのとおりです。

(「関連で」の声あり)

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 先ほど濱口委員の関連で、民間業者の先ほど事務の話が出たんですけども、今、調理場に事務所というのを構えています、職員の。民間が入ったときにその事務所の扱いというのをどのようにされるかというのをお聞きします。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 今現在、給食調理員さんが入っている休憩室のほうがまず利用していただくような状況で、事

務所のほうには栄養教諭、また私のほうが詰めたりとかいろいろそういう状況で対応していきます。まず、事務所自体は別個のものという形で対応をします。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 別個といいますと、調理場の施設の中で新たに民間の人が場所をつくるという意味ですか、自分のところで。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 今の休憩室が民間委託の方がおられるところとなります。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 基本的な調理の事務ということ以外に、きちっとしたそういった責任者を置いて事務を進めないかんということで、調理の時間帯以外にかなり時間を超過して夜とか遅がけとか休みのときに出てきたりとか、いろいろそういう民間が使う範囲というのが広がってくると思うんです、今後のやりとりの中で。そういった場合に当然施設は市の施設であって、光熱代とかいろいろ市がもつと思うんですけれども、そういった場合のことも含めてどこまでが民間が費用等を負うのか、あるいはそれ以上のものがあつた場合には民間がきちっと手当てをなさないとかそういったことをうとうであるかどうか、お聞きします。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 民間との委託の中では調理業務をあくまで委託しますので、その目的に沿った調理場の利用については無償で貸与する、その間、契約は結びますけれども、ほかの事務所等につきましては無償貸与しないということ原則でございますので、栄養教諭と責任管理者が打ち合わせをする場合には事務所を使いますが、その他のところではほかの諸室は使うことはございません。

ただし、休憩場所ということで我々が調理業務の一端として考えていますので、そこは貸与を考慮していますので、事務仕事があればその中であるいは本社ですということになると思います。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 先ほどの教育長の答弁と関連しますけれども、先ほども言った厚労省の37号告示ですけれども、ここでは次のいずれかに該当するものであって単に肉体的な労働力を提供するものでないことと請負契約の規定なんですけれども、「自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く）など又は材料若しくは資材により業務を処理すること」と37号ではうたわれております。

いただいた費用の負担区分、これによりますと先ほども出ておったけれども、施設はもちろん水道光熱費も市のほうがもってやります。37号告示とこのあたりの整合性はどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 まず、光熱水費等のところであるとか建物の使用のところなんです、厚生労働省の労働者派遣請負を適正に行うガイドというものがあります。そのところに、当該施設の作業場所の賃借料や光熱水費というところの提供のところなんです、請負業務の処理に間接的に必要とされるもの、例えば請負業務を行う場所の賃借料や光熱費、請負業務の処理自体に直接必要とされないが、請負業務の処理に伴い発注者から事

業主に提供されるもの、例えば更衣室やロッカーについては特段契約を結ぶ必要もなく、その理由を認めること等について、請負契約の中に包括的に規定されていれば特に問題ないという記述のほうがあります。

あともう一つのところで、37号のところの部分になるんですが、いずれかの条件を満たしていれば偽装請負とならないという部分のところで、三重県の労働局のほうへ確認させていただきました。調理業務における偽装請負に関しては、仕様書の記載のとおり栄養教諭のほうが作成した献立指示書を受託業者の業務管理者と打ち合わせを行って、その民間委託の業者のほうが作業工程や動線図、人員配置を行って調理を行うことというのは、専門的な技術もしくは経験に基づいて業務の処理を行うというところに該当するとの回答を得ています。また、顧問弁護士のほうにも確認いたしましたら、同じくそのところに解するというところで回答を得ています。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 僕が聞いたのは、こういう市の施設、それから電気、ガス、水道、これは市の費用で使い放題と請負業者がということになるんです。30年度決算でも水道光熱費787万円です。これ市民が負担するということになります。請負業者の利益のために、果たしてそれで妥当かということを僕は言いたいというふうに思います。当然、業者にこれも払わさなきゃいかんというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 私も戸上委員のおっしゃることは心配しております。南川委員の言いたかったこともそうだと思うんです。遅うまで電気つけとって、節電の意識が薄れるのではないかとこのところになってくると思うんです。そこをじゃどうやって管理して抑制していくのかという答えを持っていけば教えていただけますか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 光熱水費のところなんですけど、当然、栄養教諭が作成する指示書に基づいて適正に行う状況です。当然出しっ放しどころかというところにはつながらないと考えております。

また、節電なり空調温度の適正な温度とかそういうところについては、当然、栄養教諭も含めチェックも入っておりますし、また施設の維持等の改善等報告を求めて改善させるように随時協議を行うなど取り組みは行っています。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 その辺、栄養教諭というのは先生なわけです。市職員ではないで、県費でしとる部分なので、毎月電気の使用料、水道代、担当課でチェックしていないんですか。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 時期的なものいろいろなものも加味する部分はあるんですが、毎月、光熱水費の動向はチェックしておりますので、当然そこの中でもし増減があるようでしたら使用方法についてどういう中身なのかというチェックは入れさせていただきます。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 そこは当然だと思うんです。今までは市職員でやっているからその辺も何とか経費節減せなあかんという認識はみんなが持っていたと思うんだけど、民間になった途端、光熱水費が上がったということはこれはもう受け入れられない話なので、それが1年間ぐると後で決算で気づきましたでは遅いわけです。だから、しっかり毎月それをチェックして、今までの平均値があると思うので、それを上回るようなことがあったら的確に指示を出すというところをしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 おっしゃるとおり当然対応をいたしますし、毎月毎月きちんと所長は変わりませんので、そのままチェックはさせていただきます。

○河村 孝委員 以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 プロポの話で、もう一つだけお願いします。

武中補佐のほうからプロポの選定というところで選定委員をとという話があったんですけども、何名ぐらいを選定委員とするかというのを教えてください。

○浜口一利委員長 武中課長補佐。

○武中課長補佐 現在、考えているところでは6名から7名を予定しております。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 こういう何ていうか安全安心というか、大きなそれにつながる案件というのはただ単に教育委員会の職員、携わっている者が選定委員としてするのはなく、全国的にいろいろ調べてみると、有識者を選定委員の中に入れてとかしてきちっとした評価をしてやるというようなところもかなり見受けられます。それが本当の安全安心につながるというところで証明できるということがありますので、その辺も含めてまだ選定委員はこれから選ぶと思いますけれども、その辺を含めて議論してほしいなと思います。

○浜口一利委員長 これについて答弁。

教育長。

○小竹教育長 その辺十分配慮いたしまして、公平性も含めながらしっかり検討したいと思っております。

○浜口一利委員長 ありがとうございます。

きょうは午後から議論を時間十分とったつもりなんですけれども、他にあれば。

山本委員。

○山本哲也委員 確認とお願いに近くなるんですけども、調理業務の委託ということでそれ以外は変更ないということで、私のところへ声届いているのは、これまで鳥羽の給食を支えてくださっている納入業者さんのほうからも、民間委託になったらおらどうなるのやというような声も届いていますので、変更はないということは私のほうからも説明させていただきましたけれども、教育委員会さんのほうからも親御さんだけでなく、これまで支えてくださっている納入業者さんのほうにも、これまでと変わらず安心安全を届けていただきますように、しっかりと説明とお願いをしていただきたいなというふうに思います。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 そのように周知いたします。

○浜口一利委員長 いろいろ午後から議論をしていただきました。

世古委員。

○世古安秀委員 一言、ちょっと。

まずは、やっぱり鳥羽市の将来を担う子供たちのために、安心安全な学校給食を提供していただきたいというところに全力を尽くしていただきたいと思います。

事の発端は、やっぱり議会に対しても市民に対しても、今回の民間委託に対しては情報がなかなか提供されなかった、十分に説明されなかったということになると思います。それに関しては冒頭、教育長のほうから謝罪の言葉も出たということですので、今後はぜひ保護者とかそれから関係者、それから市民に対しても安心安全の学校給食を続けるというメッセージを、ぜひ強く出していただきたいとそういう要望にしたいと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 今回の件については、本当に時間をとって協議したつもりです。それが市民への説明にもなり得るといような思いの中で時間をとらせていただいたわけなんですけれども、これまで一番のきょうの話の中で、やはり事業を進める上での早急な部分とかそのあたりの不安感の中で各委員、意見が出たと思います。やはり学校の給食となってくると安心安全、継続性という部分にも触れさせていただいたところなんですけれども、またこれあと表決してという結果は出るわけなんですけれども、私たち議会としても議論は十分したつもりなんですけれども、議長どうですか。もうええですか。

○河村 孝委員 いえ、だめです、ちゃんと採決終わってからに。

○浜口一利委員長 採決終わってから、また今回の冒頭教育長が言われた部分については、議長のほうからそれなりの話があるかと思いますが、どうでしょうか、皆さん、これでいろいろ意見出たと思うんですけども、何か。

戸上委員。

○戸上 健委員 委員長これからおっしゃるかもわかりませんが、委員間討論をこの問題に対してお願いしたいと思います。

○浜口一利委員長 質疑はよろしいでしょうか、この件についてどうでしょうか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、本当に長時間どうもご苦労さまでした。

ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午後 3時26分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

特別会計補正予算の審査に移ります。

それでは、議案第28号、令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○山下市民課長 市民課、山下です。よろしくお願いします。

議案第28号、令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願い致します。

補正予算書は23ページお願いします。予算の概要のほうは11ページでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,835万円を追加しまして、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ29億7,735万円といたします。

P26、27のほうをお願いします。概要のほうは11ページでございます。

歳出のほうから、まず説明をさせていただきます。

款6基金積立金、項、目も同じでございます。説明欄1で、保険支払準備金積立金で2,000万円の増額をお願いするものでございます。国民健康保険事業における財政の健全な運営を図るため、基金積み立てを補正をお願いするものでございます。平成30年度の実質収支額、繰越金になりますけれども、こちらのほうは1億376万2,000円でございます。そこから次に説明します過年度国庫支出金と返還金の835万円やそのほか今後県へ支払う精算金等もございますので、そういったものを差し引いた繰越金から2,000万円の積み立てを行うものでございます。

次に、款7諸支出費、項1償還金及び還付加算金、目5償還金でございます。説明欄1で、過年度国庫支出金等返還金で835万円の増額をお願いするものでございます。平成30年度に交付された保険給付費等交付金、普通交付金になりますが、こちらの精算に伴いまして超過交付分を変換するものでございます。

続きまして、上段のほうの収入でございますが、款、項、目とも繰越金になります。歳出で保険支払準備基金積立金の2,000万円と、先ほどの過年度国庫支出金等返還金の835万円を合わせました2,835万円の補正をお願いするものでございます。

以上説明は終わります。よろしくご審議をお願いします。

○浜口一利委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

この2,000万円の基金積み立てですけれども、当初予算で法定外で2,000万円歳入がありました。それが県単化で使われなかったために、丸々ここに積み立てたというふうに考えていいんでしょうか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 今、戸上委員が言われましたもらった分をそのまま積み立てたかというご質問だったと思いますが、そうではございません。先ほども私のほうから回答させていただきましたけれども、繰越金が1億376万2,000円で、これから過年度の分として精算が必要な分が6,000万円ほど生じることになります。それを差し引いて実質の繰越金がおよそ4,000万円ちょっとになります。そこからいろんな効率的な財政を運営していくに当たってどれぐらいの基金を積めるかということを検討した結果、2,000万円というそういう数字が出たものでございます。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 よろしいでしょうか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、他に質疑もないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は全て説明を受けました。

続いて、採決に入る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

戸上委員。

○戸上 健委員 先ほども言うたんですけれども、債務負担行為で委員間討論をお願いしたいと思います。

○浜口一利委員長 ただいま戸上委員のほうから委員間討論があるという意見がありました。いかがいたしましょうか。委員間討論についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、鳥羽市議会基本条例第9条第2項の規定により委員による討議を行いますので、説明員の皆さんは退席をお願いいたします。

それでは、委員の皆さん、付託された議案について討議をお願いいたします。

ただいま戸上委員のほうから債務負担行為についてという案件が出ておりますので、それについて委員間討論をお願いしたいと思います。

まず、戸上委員。

○戸上 健委員 この債務負担行為、賛成する委員の皆さんも反対する委員の皆さんも、議会に対する提案というのが非常に遅かったというのは一致するんじゃないかと思えます。僕も言いましたけれども、市長自身が本会議でお約束なさった、言明なさった市民に対する説明責任、保護者、児童というふうに市長はおっしゃったけれども、それも事実上果たされておらんというふうに思えます。

議会がにもかかわらず諾否を決めるというのは、僕は問題があるというふうに思うんです。住民代表議会として少なくとも議会として住民の意見を聞く、当事者の意見を聞く、参考人招致や公聴会これを開いて、賛成にするにしても反対するにしても市民の意見を広く聞くべきではないかと私は思えます。議論聞いていますと、執行部の意向で令和2年の4月スタートということで彼らがもう焦つとるちゅうか、せつば詰まるとするのはそれはようわかるんです。ようわかるけれども、鳥羽市の学校給食業務をこれまでの直営から民間に変えるという大転換をするわけですので、それについてはやっぱり市民の意見をきっちり議会としては聞かなきゃいかんのではないかと、そういう場を設けるべきではないかというのが僕の意見です。

○浜口一利委員長 ただいま戸上委員のほうから、議会に対する提案の遅さとか住民の意見を聞く場が欲しいとか早急な議論の進め方とかいろいろそんなことで意見がございましたが、それに対する意見があれば。

河村委員。

○河村 孝委員 戸上委員指摘のとおりだと思います。今回の議案の上がって来方、だからこそこれだけの時間、

委員会がかかっているというのも確かだと思うので、その辺はまた委員長と議長から採決終わった後に議会の総意としてこうあるべしというようなことを申し入れてほしいなというふうに思います。冒頭、教育長も申しわけないということでおっしゃっていましたが、その認識はあると思うので、以後こういうことがないように、もう少し丁寧に進めるようにという議会の申し入れはしてもいいのではないのかなというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 ごめんなさい、もう一点指摘があったんです、戸上委員、市民への説明。

戸上委員の質疑のときにも教育長答えていましたし、きょうの答弁の中にもありましたけれども、学校給食会のところのある程度のお話はさせていただいていると、ただ、議会の同意を得ないままというところでそれが前後してしまったというところもあったかと思います。もしこれが通るといふ形になれば、しっかり父兄の方々に説明をしてもらうというのがもう最低条件だと思うので、先ほども答弁にありましたけれども、求められれば出向いてしっかり説明に行くという覚悟もお聞きしたので、私はそれでいいのではないかなというふうに思っています。

また、広く市民から意見を聞くというのも理想なんでしょうけれども、ある程度我々がその辺の事情も加味して付託されていると、市民から我々は付託されているわけです。そこをいろいろな事情を加味して判断を下すというのも我々議会の役目であるというふうに思いますので、今回に関しては何とかそういう形でそれぞれが判断を下してほしいなというふうに思いますけれども。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回、戸上委員もおっしゃられるように、ぎりぎりのタイミングで債務負担行為がぽつと出てきたというところに関しては、本当に僕もこのままでいいのかというふうなところはありますけれども、やはり私たちが考えるべきところは、子供たちの安心安全が保てるのかというところに尽きると思います。ただ、これが通る通らん別として、通ったとしても議会としてもやっぱりそこら辺のところに関しては、しっかりと今後のことも含めてきちんと注文はつけるべきかなというふうに思っておりますので、私の意見としてはそういうところです。やっぱり安心安全が一番だというふうに思っています。

○浜口一利委員長 委員会討議ですので、自由に発言を、きょうのこの2時間以上の協議も踏まえた中での意見を言っていただければいいと思います。

南川委員。

○南川則之委員 いろいろ話を伺って私も積極的に質問をさせてもらったんですけども、最後ちょっと聞くとこがなかったんですけども、ほかの委員の方が言うてくれた中なんですけれども、やはり説明責任というところが何年前から始まってずっとそれをやっていたというところで、現在も議事を承認いただいてから説明に行くというんですけども、現場の声、あるいは子供たちも含めて保護者の声とかその辺が本当に

不安の中でみんなが見守るとるところで、そういうところが一番行政として市民目線からしたら大事なところやと思うんです。

それを怠ってきたのは、教育委員会だけの責任だけじゃなくてもっと上層部、政策会議できちっと中身を知らせないとか、市長、副市長の答弁にもあったようにいろいろな揺らぐ答弁があったりとかそういったところも含めて、みんなが一致団結してやっていないというところがあったと思います。それを払拭するのはやっぱり現場の声をしっかりこどもも聞いてほしいなと思いますし、その辺を判断して回答したいなと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 今回の委員会では私何も発言をようしませんでしたがけれども、私はこの5月からは議員をさせていただいておりますけれども、それよりもやっぱり何よりも人間、私にも一応小学校に通っている子供がおります。保育所にも通っておる子供もおります。親という視点を重視して、今回の予算委員会の推移を私なりに見て、もし私が思うところを誰もおっしゃっていただけないようなら私も発言しようというつもりで一応臨んではおったんですけれども、もちろん皆さんおっしゃるとおりでございます。急にぽっと湧いて出てきたようなイメージを我々新人ですら持つてしまうこの何ていうか、流れというのは少し解せんなどいうところはありますけれども、もうそこは河村委員がおっしゃるように我々も一応は市民からの負託を受けた立場であると、議員という立場として判断して、究極のところは何か優先すべきものを最大限に優先して、苦渋の決断かもわからんけれども、決断を下さなあかんときがあるというときが本当に今なんじゃないのかなと思っています。

今現状足りているんですかというどなたかの委員からの質問に、ぎりぎりですと一応答えていらっしゃいましたけれども、この場であの答弁をするというのは恐らくはもう今、限界点というのは超えとると違うかなと。やはり親として、そこに私の中で親の目線が出てきて子供の顔が浮かんで、そうなったときにこのまま行くと俺は親としてよう言うかなという思いがありまして、今も現状、直営ではできないと、民間に頼ってでも子供たちのために何とかしてかないかん転換期にあるんやと、助けてくれと何かきょうの執行部は言うてるように私は感じましたもので、もちろん議論をする期間もない、意見を聞く期間もない、こんなやり方を大手を振って認めるということはいかんことかもわかりませんが、ここは英断を下していただいて、何とか今の現状を本当にいわゆるヒューマンエラーが恐れられる事態だと思います。やはり人間ですから、せっぱ詰まったところで何かをしたときには、必ずミスが来ると思います。そのミスがもし重大なものにつながってしまえば取り返しもつかん、じゃお前らは何やとったんやと言われるのは恐らく議会です。そうなったときにやはりここは決断すべきときで、一応は今からのことは一生懸命やると、それでいろいろなモニタリング、意見を聞くことを全て出向いてでも、汗水たらしてでも一生懸命やると言うてくれているのであればそこを信じて、私は英断していただいて、賛成に回っていかうかなという決意しております。ありがとうございます。すみません。

○浜口一利委員長 ありがとうございます。

山本委員。

○山本哲也委員 私もいかにこれから先、10年、20年先、安定して安心安全な給食を子供らに届けるかとい

うところの体制をどうするかという話やと思うんです。

ここに関しては僕は思うのは、親御さんらから意見をもらうんじゃなくて親御さんらに理解をもらうことが大事なん違うかなというふうに思っていて、なのでその意見をもらうための公聴会というよりは、しっかりと理解をもらうための説明会のほうが僕は必要なんじゃないかなというふうに思いますので、皆さんから声を聞いて意見を聞いて、じゃどうしていこうかというんじゃなくて、こういう方針で鳥羽市が行くというところ、2016年から計画を立ててきていたわけですから、それに対するしっかりとした説明をすることが僕は大事やと思うので、教育長、課長も現場声があれば出向いて説明しますということがありましたので、そこは僕信じてしっかりと説明をしていただくと、親御さんらには理解をしっかりとしていただくと、鳥羽市の現状も含めてその辺を理解していただくことが大事なんじゃないかなということを感じます。

○**浜口一利委員長** 奥村委員も当初、早急な事業の進め方とかといういろいろ異論もあったような意見をいただいたわけなんですけれども、委員間討議の中で何か一言あれば。

奥村委員。

○**奥村 敦委員** 皆さん言っていただいたとおりでございます。

ただ、私言わせていただいたのは、やはり行政の仕事というものはしっかりとした流れに乗かってやらないかんよということだけご理解いただければ、今回どうしてこうなったんだとか言ってももう戻りませんので、ただやはり今からでも遅くないので、しっかりとプロポーザルの契約をタイムスケジュールをきちっと立てた上でやっていただきたい。

先ほど言っていただいたような保護者の説明会もしっかりとやるべきだと私は思っていますので、そういうところで意見とさせていただきます。

○**浜口一利委員長** 本当にしっかりと指摘だったように私も感じました。

他にございませんか。

戸上委員。

○**戸上 健委員** せっぱ詰まった状況まで来るとというのは、それは僕も現状認識はそうだと思うんです。じゃ、誰がそこまで追い詰めたのかと、現業職員を原則採用しないという管理計画そのものにあるわけで、そこを議会が問題にせんと、もう5年、10年先からそれはわかっとったわけです、現在こういう事態に至るといことは。

だから、もう一遍、そこを本当に現業職員の公務員が必要ないのかというあたりから僕は議論すべきだというふうに思うのが一つと、それからもう一つは、情報公開の資料を見ても、最初3年ぐらい前に調理員の正職員にこういう方向で行くけれども、どうだろうかと意見を聞いたときに5人全員が直営方式を続けてほしいと言うとったわけなんです。それが市のほうはこういう意向だということでだんだん変わってきて、仕方ないなというふうになったというふうに思うんです。ですから、現場の調理員にしても、それから市職員の現業部会にしても本当に自分らの苦渋なり思いなりを聞いてくれるような存在というのは今までなかったと思うんです。市のほうは教育委員会のほうは説得するほうだから、こういうふうに民間委託したいと、ぜひ協力してほしいという立場だから当然そういうふうになっていくわけだというふうに思うんです。だから、本当に調理員の皆さんの思い、それから職員組合の現業部会の職員らの思い、それを誰が聞くのか、今は誰も聞いていないわけ

なんです。率直に言うてもらおうというやつです。議会としては聞いていないわけで、僕は最低議会としてはそういうことぐらいはせないかんのやないかというのが僕の意見なんです。

皆さんの今のお話聞いとるともうそれ必要ないということですので、大勢でそうであれば僕も従いますけれども、僕の意見はそうです。

○浜口一利委員長 戸上委員の言われるのは、現業職のさっきの言葉なんですけれども、声は聞かないということではないわけなので、そこまで言及していないと思います。

○戸上 健委員 そうですか、それは失礼しました。

○浜口一利委員長 給食の現状をどんなふうに安心安全を保って継続した上でこうしたほうがいいのか、瀬崎委員の声というのはやはり子供を持つ親としての心配部分というのは委員間討議の中で話をされたということで、現業職の方をどうのこうのとは誰も言っていないと思いますし、私はそう感じました。

○戸上 健委員 それはわかるんですけれども、きょうこれが終われば採決ですよ。債務負担行為が可決ということになればもう民間委託ゴーということになるわけですから、それがなくなってから調理員の人らの意見や現業職の職員の意見を聞いても、それは今さら何やということに僕はなるというふうに思うんです。

だから、採決する前に一旦この債務負担行為というのは先送りして12月議会にして、その間に議会としては、少なくとも調理員の皆さんや現業職組合の皆さんから意見を聞く場というのを議会基本条例の参考人招致だけでも、それはするべきではないかというのが僕の意見です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 教育委員会の説明でもあったように、職員の定数の問題は我々議会に入る前、この中にその当時から行革と叫んで人員を減らす方向に向かってきた全国的な流れがあったと私は認識しているんです。今までそういうことはいろいろ議論されてきた中で、どうにかこうにか今、鳥羽市の財政状況ももっている状況であるというそういう流れの中で認識しています。

戸上委員おっしゃるように、本当にこれが今の事業のボリュームと職員の数が適正なのかどうかという場面は、この給食の問題だけではなくて全庁的に大丈夫なのかという話はしなければならぬ問題ではないのかなというふうに思いますので、またそういうことを職員数の適正化の計画は本当に正しいのかどうか、足りているのかどうか、そこと財政と照らし合わせて持続可能な行政とは何ぞやというのを議会は語っていかなきゃならないと思うので、それはまた別の場で議論ができる場があればいいのではないのかなというふうに思いますけれども、委員長。

○浜口一利委員長 先ほどの戸上委員の現業職のというような話が出た中で河村委員、全ての現業職、給食に携わっている現業職の皆様方の話ではなくして、鳥羽市が行財政改革の中で進めてきた計画ということの見直しという部分についてはまた後ほどやってもいいのではないかというような話だったと思うんですけれども、直接今回は当然、戸上委員の言われるように間に合わないという部分はあろうかと思いますが、そのあたりやはり決めないというのは、この中でどうしたらええかなと私も迷うところはあるわけなんですけれども……

(「相談していただければどうでしょうか、委員長」の声あり)

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今回の議論に関しても現業職のことで調理場の今の給食の民営化のところは一旦ちょっと切り離していただいて、そこはまだ戸上委員言うように今後議論は必要やと僕は思いますので、別の場でそれについてきちんと議論すべき場を持つほうがいいのではないかなというふうに思います。

今回に関しては、もうきょうずっと説明を聞いた中でもう10月にプロポーザルやらんと間に合わんというところまで来てしまっているというところがありますので、給食の子供たちの安心安全をどう図るのかということに尽きるのではないかなと。

戸上委員おっしゃることも十分ようわかります。それはまた今後議論はしっかりとすべきかなというふうには思っています、別の場で、私はそう思いますけれども。

○浜口一利委員長 ただいま戸上委員の言われた現業職の皆様の話というのは、また別の機会でというような意見だったと思うんですけども。

○戸上 健委員 わかりました。

○浜口一利委員長 他に、委員間討議。

議長。

○木下順一議長 最後に、採決をしてしまうとこれを言うと支障が出るので、採決の前に一言だけ言わせてもらおうとありがたいんですけども、今から採決していくわけですけども、まだ採決に迷われている方もみえるかわかりませんが、地方公務員、我々も特別職の地方公務員であって、その中に我々の職務として全体の奉仕者のためであると、一部の方の奉仕者のためでないというそういう大きな枠に立ってこれから採決に挑んでいただきたいと思うので、これを採決の後に言うてしまうと割れたときに変なふうになってもいかなので、またことわざにもあって、自分が迷ったときは自分が損なほうを選べというような格言もあるので、委員の皆さんに長い時間議論していただいて、委員間討議もしていただいた中で採決に挑んでいただきたいかなと思って、僭越ながら意見を言わせていただきました。

以上です。

○浜口一利委員長 他によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 最後に、私もこの案件が出たときには、やはり7月30日に全協では当然のように言われたこの2時間半の協議の中で各議員の皆様方もおっしゃられたとおり、全協では説明はあったけれども、議員として質疑応答する場面が全くないというようなことの中でこの債務負担行為が提案されたということだったわけなので、私はやはり予算決算委員長としてはこのような大変長時間になったわけなんですけれども、時間をとっていただいて協議していただいて、それぞれの意見を言った中で質疑応答もしていただいたというそのようなことで大変時間は長くなったわけなんですけれども、いい議論を聞いた、本当によかったなと思っております。

やはり最終的にはこの委員討議、また質疑応答の中で態度を一人ずつ決めなければいけないというのが議員の責任ということなので、またこれまで言ってきた市民の声を聞くとかという部分は多少やはり時間をとれない部分はあったかもわかりませんが、我々は市民に付託された議員ということですので、やはり決めるときには決めて、その後、各市民の皆様方にもこんなことですよというような説明責任ちゅうのはそ

ここにもあると思います。また、この時間をとって協議したということで、市民に対してもある程度の説明はできたのかなというようなそのようなことも考えております。

現状の中で、やはり一番大きなところは安心安全、子供たちの安全というようなところかと思っておりますので、この後採決するかとそういうことになろうかと思っておりますけれども、またよろしくお願いをしたいと思っております。

どうでしょうか、この後採決に入る前に休憩とりましょうか。

(「執行部側が入らないかん」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、15分間、暫時休憩します。

(午後 4時04分 休憩)

(午後 4時14分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第27号、令和元年度鳥羽市一般会計補正予算(第7号)について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立多数)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号、令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第28号については原案どおり可決することに決定しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いをします。

これをもちまして、予算決算常任委員会を散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時15分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年9月26日

予算決算常任委員長 浜 口 一 利